

あま市男女共同参画プラン

個性を認め 思いやる心を持ち
男女がともに輝けるまち



あ ま 市

はじめに

近年、少子高齢化・情報化社会が急速に進む中で、家庭環境の変化、価値観の多様化など、私たちを取り巻く環境も大きく様変わりをしています。こうした時代の変化に対応していくためには、慣行や社会制度からの性別役割分担意識にとらわれることなく、男女がともに社会の対等な構成員として、喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる環境づくり、すなわち男女共同参画社会の実現が必要とされています。



しかしながら、市民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、依然として男女で役割を分ける意識は残っており、このような性別役割分担意識は、男性が家事や地域活動を楽しむことや、女性が社会参画の意欲を持ちつつも、社会の様々な分野で活躍することを難しくしたりしています。このように、まだまだ課題が残されています。

そこで、本市では、あま市男女共同参画推進条例を施行し、今後10年間の男女共同参画社会を推進していくために、国や県の計画を踏まえ、男女が互いの人権を尊重し、家庭や学校、地域、職場など、あらゆる分野において、共に参画できる社会を目指すため「あま市男女共同参画プラン」を策定しました。

今後は、このプランに基づき、市民、事業者の皆様とともに、一人ひとりが個性と能力を十分発揮し、多様な生き方ができる男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、プラン策定にあたり、ご尽力いただきました、あま市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様に心から感謝とお礼を申し上げます。

平成24年9月

あま市長 村上 浩 司

目次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	2
2	計画策定の背景	3
3	計画の性格	7
4	計画の期間	8

第2章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	10
2	基本目標	11
3	計画の体系	13

第3章 基本計画

基本目標1 男女共同参画の理解の促進

基本方針1	人権の尊重と男女共同参画の意識啓発	16
基本方針2	男性にとっての男女共同参画	18
基本方針3	子どもにとっての男女共同参画	21

基本目標2 男女平等意識を育てる教育・学習の充実

基本方針1	家庭における教育・学習の充実	24
基本方針2	教育の場における教育・学習の充実	26
基本方針3	地域における教育・学習の充実	28

基本目標3 あらゆる分野での男女共同参画の推進

基本方針1	政策決定過程への女性の参画の拡大	30
基本方針2	地域における男女共同参画の拡大	32
基本方針3	男女の雇用機会の平等と公平な待遇の実現	34
基本方針4	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識づくり	36
基本方針5	子育て支援の充実	38
基本方針6	介護支援の充実	40

基本目標4 様々な困難を抱える人々への支援

基本方針1	高齢者への支援	42
基本方針2	障がい者への支援	44
基本方針3	ひとり親家庭への支援	46
基本方針4	外国人への支援	48
基本方針5	相談業務の充実	50

基本目標 5 生涯を通じた健康支援	52
基本方針 1 心とからだの健康づくりへの支援	52
基本方針 2 妊娠から出産までの母子保健事業の充実	54
基本方針 3 女性特有のがんに対する周知	56
基本目標 6 暴力の根絶のための基盤づくり（あま市DV防止基本計画）	58
基本方針 1 暴力の根絶に向けた意識啓発	58
基本方針 2 犯罪防止に配慮した環境整備	60
基本方針 3 被害者の実情に応じた切れ目のない支援体制の充実	62

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制	66
2 目標数値	67

資料編

策定の経緯	70
あま市男女共同参画を考えるワークショップ	72
市民意識調査概要	76
あま市男女共同参画審議会規則	77
あま市男女共同参画審議会委員名簿	78
あま市人権施策推進本部要綱	79
あま市男女共同参画推進条例	81
日本国憲法（抜粋）	83
男女共同参画社会基本法	84
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（抜粋）	88
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	90
男女共同参画に関する動き	96



第1章 計画策定にあたって



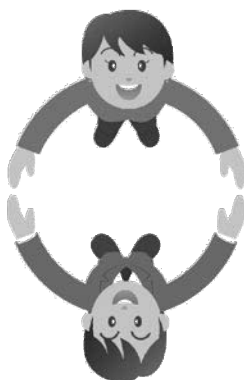
1 計画策定の趣旨

我が国では、総人口が減少し始め、少子高齢化の進行、国内経済活動の成熟化と国際化、家族形態の多様化等、急速に環境が変化しています。このため、今後、地域の活力を高め、時代の変化に対応していくためには、性別や年齢に関わらず、一人ひとりがその個性と能力を発揮できる社会、すなわち男女共同参画社会の実現が必要とされています。

国においては2010年（平成22年）に「第3次男女共同参画基本計画」を策定しており、県においても2011年（平成23年）に「あいち男女共同参画プラン2011－2015」を策定するなど、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取り組みを推進しています。

そこで本市においても、国や県の計画を踏まえ、男女共同参画社会を実現していくために、市民一人ひとりが男女共同参画について正しい認識を持ち、男女が互いの人権を尊重し、家庭や学校、地域、職場など、あらゆる分野において、その個性と能力を最大限に発揮でき、男女がともに参画できる社会を目指すため、「あま市男女共同参画プラン」を策定しました。

男女共同参画社会とは・・・



男女が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分発揮できる社会が男女共同参画社会です。

男女共同参画社会基本法には、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。

2 計画策定の背景

(1) 世界の動き

国連は、1975年（昭和50年）を「国際婦人年」と定め、女性の自立と地位向上を目指して国際的に取り組むことを宣言しました。同年、第1回の世界女性会議で「世界行動計画」が採択されました。また、国際婦人年に続く1976年（昭和51年）から1985年（昭和60年）までを「国連婦人の10年」と定めて、加盟各国に計画の推進を呼びかけました。

1979年（昭和54年）には、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、「女子差別撤廃条約」が採択され、1985年（昭和60年）に開催された第3回世界女性会議において、2000年に向けて各国等が男女平等の法的基盤の強化、教育や雇用における平等の確保など具体的措置をとる上でのガイドラインとなる「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。1995年（平成7年）には、北京において第4回世界女性会議が開催され、女性のエンパワーメント、女性の人権の尊重、パートナーシップの強化を柱とする「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。

そして、2000年（平成12年）の女性2000年会議では、各国の決意表明や理念を謳う「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」とが採択され、北京で開催された第4回世界女性会議から10年目にあたる2005年（平成17年）には、第49回国連婦人の地位委員会（「北京+10」閣僚級会合）が開催され、これまでの男女平等に関する実施状況の評価・見直しを行うとともに、更なる実施に向けた戦略や今後の課題について協議し、完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める宣言が採択されました。

2010年（平成22年）には、第54回国連婦人の地位委員会（「北京+15」記念会合）が開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」の実施状況の再確認がされました。また、同年に開催された第15回APEC女性リーダーズネットワーク（WLN）会合において、「APEC首脳及び閣僚への提言」が採択され、組織における女性のキャリア構築など3点を柱とする政策提言を要請しました。

2011年（平成23年）には、第55回国連婦人の地位委員会が開催され、女性に関する4つの国連機関^{※1}を統合し、同年1月に発足した「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」（略称「UN Women」）の発足記念式典が行われました。

※1 女性に関する4つの国連機関

- ①女性の地位向上部（略称「DAW」）：女性の地位委員会（CSW）をサポートする実質的事務局。1946年設立
- ②国連婦人開発基金（略称「UNIFEM」）：途上国女性や女性への暴力撤廃のための資金援助機関。1976年設立
- ③国際婦人調査訓練研修所（略称「INSTRAW」）：ジェンダー統計の調査・整備と、ジェンダーに敏感な能力強化のための事業を行う機関。1976年設立
- ④ジェンダー問題担当事務総長特別顧問室（略称「OSAGI」）：国連内の「女性とジェンダー平等に関する機関間ネットワーク」の議長を務め、事務総長に助言をあたえる事務局。1997年設立

(2) 日本の動き

わが国においては、1975年（昭和50年）の「国際婦人年」を契機とした世界的な動きの中、同年総理府に「婦人問題企画推進本部」が設置され、1977年（昭和52年）には「国内行動計画」が策定されるなど、女性に関する施策の総合的な推進が図られました。また、1985年（昭和60年）には「男女雇用機会均等法」の制定を経て、「女子差別撤廃条約」を批准しました。その後、1994年（平成6年）には、推進体制強化のため、内閣に男女共同参画推進本部が設置され、1996年（平成8年）には「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

1999年（平成11年）には、男女共同参画社会の実現に関する基本理念や、国、地方公共団体、国民の責務等を定めた「男女共同参画社会基本法」が施行され、これに基づき、男女共同参画会議、男女共同参画局の設置など国内本部機構が強化されました。そして、2000年（平成12年）には「男女共同参画基本計画」、2005年（平成17年）には「男女共同参画基本計画（第2次）」、2010年（平成22年）には「第3次男女共同参画基本計画」が策定され、施策が推進されてきました。

また、配偶者からの暴力（以下「DV」と略記）については、2001年（平成13年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が成立し、国及び地方公共団体には、DVを防止し被害者を保護する責務があることが明記され、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなるDVの防止と保護にその方向性が示されました。DV防止法が公布されて3年が経過した2004年（平成16年）に、新たに「定義」の拡大、国、地方公共団体の役割、保護命令制度の充実を柱としてDV防止法が改正されました。その後、2007年（平成19年）に再度DV防止法が改正され、市町村の役割強化や保護命令制度のさらなる拡充等が図られました。

この間、2007年（平成19年）に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の策定、2009年（平成21年）に「育児・介護休業法」の改正等が行われています。

国は第3次男女共同参画基本計画を策定する上で、策定に当たっての基本的な考え方（答申）の中で、以下のように男女共同参画社会基本法施行後の10年を総括しています。

- 固定的な性別役割分担意識が未だ根強く、解消に対する取り組みが不十分であった。
- 男女共同参画は働く女性の支援という印象を与えたことなどにより、男女共同参画があらゆる立場の人々にとって必要という認識が広まらず、意識改革や制度改革につながらなかった。
- 男女共同参画社会を実現しようとする強い意思と推進力が不足していたため、制度や枠組みの整備が進まなかった。
- 男女のセーフティネットや女性の様々な生き方への配慮が不十分であったため、制度や枠組みを整備しても成果につながらなかった。

第3次男女共同参画基本計画より抜粋

国の第3次男女共同参画基本計画において改めて強調している視点

①女性の活躍による経済社会の活性化

- 少子高齢化による労働力人口の減少が進む中で、女性を始めとする多様な人材を活用することは、我が国の経済社会の活性化にとって必要不可欠である。
- 女性がその能力を十分に発揮して経済社会に参画する機会を確保することは、労働供給の量的拡大という観点に加えて、グローバル化や消費者ニーズが多様化する中で持続的に新たな価値を創造するために不可欠である。

②男性、子どもにとっての男女共同参画

- 男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重し、全ての人があらゆる場面で活躍できる社会であり、男性にとっても暮らしやすい社会であることから、男女共同参画を男性の視点から捉えることが不可欠である。
- 長時間労働の抑制等働き方の見直し、直面する介護の問題など男性に関わる課題に対応するためにも、男女共同参画の理解に向けた男性に対する積極的な働きかけが必要である。
- 次代を担う子どもたちが将来を見通した自己形成を図りながら健やかに育ち、そして幸せに暮らせる社会を目指す観点から、子どもの頃から男女共同参画の理解を促進することが重要である。
- 近年、ひとり親家庭の子どもや性犯罪の被害を受けている子どもなど支援が必要な子どもの問題も顕在化しており、安全で安心に暮らせる環境づくりのため、社会全体で子どもたちを支えることが必要である。

③様々な困難な状況に置かれている人々への対応

- 単身世帯やひとり親世帯の増加、雇用・就業構造の変化、経済社会のグローバル化などの中で貧困に陥る層が増加している。女性は、出産・育児等による就業の中断や非正規雇用が多いことなどを背景として貧困など生活上の困難に陥りやすい。また、障がいがある女性や日本で働き生活する外国人女性などは、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合が少なくない。
- 家庭や地域における男女共同参画の推進や女性が働きやすい就業構造への改革など男女共同参画の推進が、様々な困難な状況に置かれている人々への対応にとって不可欠である。

④女性に対するあらゆる暴力の根絶

- 女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を実現していく上で克服すべき重要課題であることから、暴力を容認しない社会的認識の徹底等根絶のための基盤整備とともに、防止対策や被害者支援など、女性に対する暴力の様々な形態に応じた根絶のための幅広い取り組みを総合的に推進することが必要である。

⑤地域における身近な男女共同参画の推進

- 地域社会における人間関係の希薄化や単身世帯の増加等の家族形態の変化などの中で、地域力を高めていくためには、女性も男性も誰もが出番と居場所のある地域社会を形成していくことが重要であり、また、人々に最も身近な暮らしの場である地域における様々な取り組みが不可欠である。

(3) 愛知県の動き

愛知県では、1989年（平成元年）に女性行動計画「あいち女性プラン」を策定し、女性の自立や社会参画を促進するための基本的な施策を明らかにしました。1996年（平成8年）には愛知県女性総合センター「ウィルあいち」を開館し、1997年（平成9年）には同プランを改定した「あいち男女共同参画2000年プラン」を策定しました。その後、国の「男女共同参画基本計画」を受けて、2001年（平成13年）に「あいち男女共同参画プラン21」を策定するなど、男女共同参画社会を目指し様々な施策を推進してきました。

また、2002年（平成14年）には、県、県民、事業者の取り組みの基本的な方向を明らかにした「愛知県男女共同参画推進条例」が制定され、2006年（平成18年）には、国の「第2次男女共同参画基本計画」を受けて、「あいち男女共同参画プラン21」を改定し、「女性のチャレンジ支援」及び「新たな取り組みを必要とする分野への男女共同参画の推進」を基本的課題として新たに設定するなどしています。

2011年（平成23年）には、国の「第3次男女共同参画基本計画」に合わせて「あいち男女共同参画プラン2011-2015」が策定されました。

さらに、DVについては、2004年（平成16年）のDV防止法において、国の基本方針に即してDV被害者の支援に係る基本計画を策定することや、DV被害者の自立支援が都道府県の責務であることが明確にされたことに基づいて、愛知県では2005年（平成17年）に「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」が策定されました。その後、2008年（平成20年）に「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（2次計画）」が策定され、DVを未然に防ぎ、DVの被害者や子どもたちが、安心して安全に暮らせる社会をめざした施策を実施しています。

(4) あま市の取り組み

あま市は、2010年（平成22年）3月に七宝町、美和町、甚目寺町の3町が合併して誕生しました。同年に、あま市の今後4年間の取り組むべき施策の工程表として「まちづくりロードマップ」が策定され、その中で『共創による一体感のあるまちづくり』を基本項目に掲げ、男女共同参画推進条例の制定と計画の策定が取り組むべき施策として位置づけられました。

2012年（平成24年）に策定された「第1次あま市総合計画」では、施策の大綱の一つとして『お互いの人権を尊重する共助のまちをつくる』ことを目指し、具体的な取り組みとして『男女共同参画をすすめる』ことが明記されました。

そこで、同年に「あま市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けた基本的な考え方を示し、この条例に基づき、あま市における施策を具体的に推進していくために「あま市男女共同参画プラン」を策定しました。

また、DVについては、2009年（平成21年）のDV防止法において、基本計画策定が市町村の努力義務とされ、さらに「あま市男女共同参画推進条例」の中には、性別による権利侵害の禁止が明記されています。これらのことを踏まえて、本計画の「基本目標6 暴力の根絶のための基盤づくり」の中に包含する形で「あま市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（あま市DV防止基本計画）」を策定し、暴力根絶のための施策を推進します。

3 計画の性格

○本計画は、男女共同参画社会基本法第14条に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、本市における男女共同参画社会の実現を促進する施策についての基本計画です。

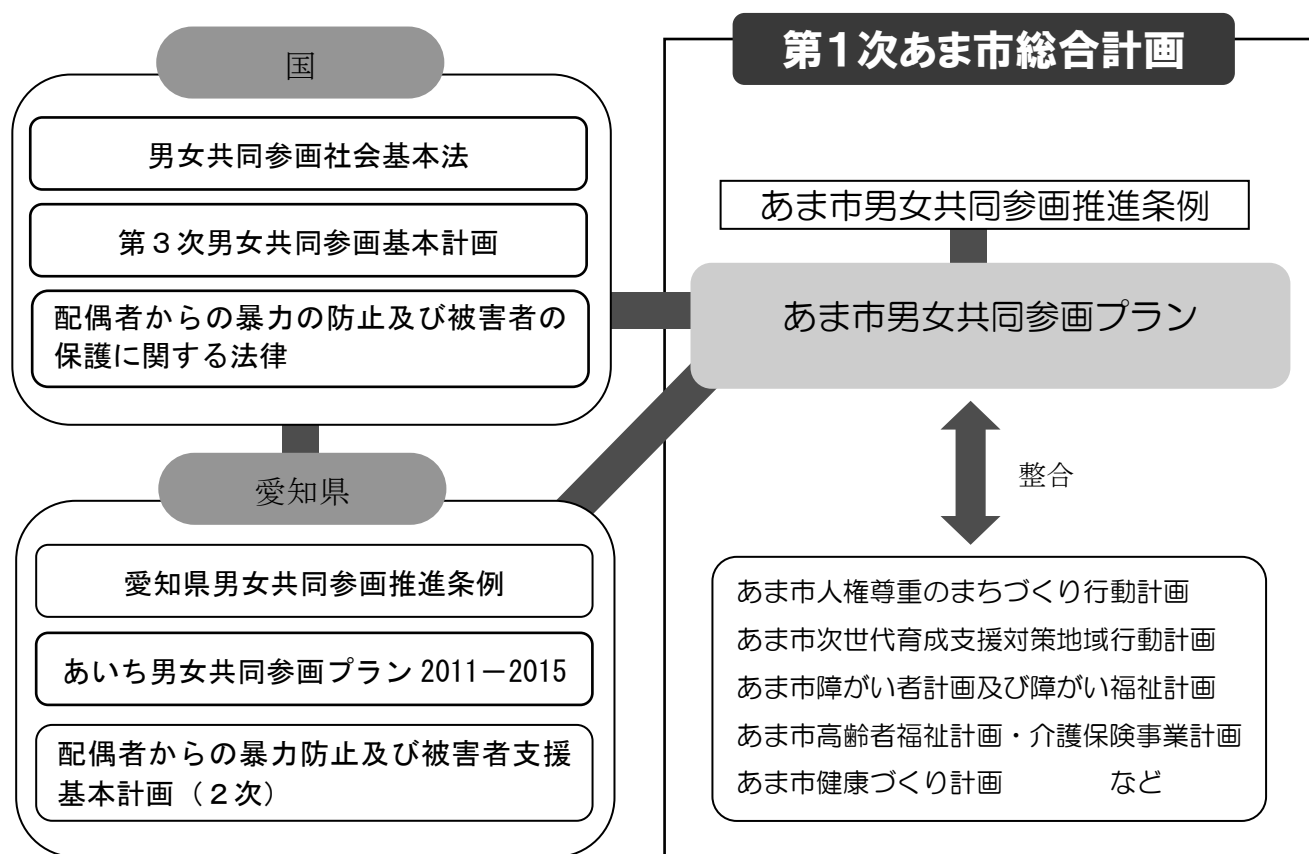
また、あま市男女共同参画推進条例第9条に基づく基本計画です。

○本計画は「第1次あま市総合計画」に示す方向性に基づいて、他の関連計画との整合性及び連携を図っています。

○本計画は、国の「第3次男女共同参画基本計画」及び県の「あいち男女共同参画プラン2011-2015」を勘案しながら、市の特性や現状を踏まえて策定しています。

○本計画の基本目標6「暴力の根絶のための基盤づくり」に係る施策（58頁～64頁）を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」とみなします。

■他の計画等との関連図



4 計画の期間

本計画は、2012年（平成24年）度から2021年（平成33年）度までの10年間とします。

中間年となる2016年（平成28年）度には、計画の進捗状況の確認と見直しを行います。その他にも、計画期間中には、社会経済環境の変化や計画の進捗状況等に応じて、必要な見直しを行うこととします。

2012年 H24年度	2013年 H25年度	2014年 H26年度	2015年 H27年度	2016年 H28年度	2017年 H29年度	2018年 H30年度	2019年 H31年度	2020年 H32年度	2021年 H33年度
実 施 期 間									
				見直し					



第2章 計画の基本的な考え方



1 基本理念

あま市においては、あま市男女共同参画推進条例の5つの理念を基本に置き、人権が尊重され、女性も男性も自らの個性を発揮しながら、生き生きと充実した生活を送ることができる男女共同参画社会の実現を目指します。

個性を認め 思いやる心を持ち 男女がともに輝けるまち

あま市男女共同参画推進条例前文で謳われている「男女が、自分らしさと能力を十分に発揮し、互いに思いやり、認め合い、高めあって、輝くことのできる社会」を表しています。



あま市男女共同参画推進条例での基本理念

①男女の人権の尊重

男女が互いの人権を尊重し、差別的取扱いを受けることなく、自立した個人として能力を発揮できる機会が確保されること。

②社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な性別役割分担意識に基づく社会制度や慣行によって、男女がその活動の選択を阻害されることのないように配慮されること。

③あらゆる分野における方針の立案決定への参画

男女が社会の対等な構成員として、様々な場面において方針の立案や決定に対等に参画する機会が確保されること。

④家庭生活における活動とそれ以外の活動との両立

社会支援の下に、男女が互いに協力し家庭生活と社会生活のバランスがとれるよう配慮されること。

⑤国際的視野の下での取組

国際社会の取組も踏まえて男女共同参画社会の実現に取り組むこと。

2 基本目標

基本目標

1

男女共同参画の理解の促進

男女共同参画社会とは、男女が互いに人権を尊重しつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会であり、その社会を実現するためには、まずは男女の固定的な性別役割分担意識を解消していくことが重要です。

そのため、男女共同参画に関する積極的な情報提供や広報・啓発活動を推進し、家庭、地域、職場などあらゆる場において、男女平等意識の普及・啓発に努めます。

基本目標

2

男女平等意識を育てる教育・学習の充実

性別に関わらず、すべての人が平等であるという意識を育てていくためには、幼少期からの継続的な啓発が必要です。また、学校教育における人権意識の啓発や男女平等についての取り組みは、次世代を担う人づくりという点で非常に重要です。

そのため、発達段階に応じて、個人の尊厳、男女共同参画に関する教育を推進するとともに、指導する立場である教職員等に対しても意識の啓発に努めます。

基本目標

3

あらゆる分野での男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現のためには、男女が家庭、地域、職場などあらゆる分野において対等に参画し、その責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮することが必要です。

そのため、これまで男性中心になりがちであった政策や方針の立案・決定過程への場をはじめ、地域や職場など、さまざまな分野において女性が積極的に参画できる環境づくりを進めていきます。

基本目標**4****様々な困難を抱える人々への支援**

近年、少子高齢化の進行、厳しい経済・雇用情勢の中、未婚や離婚の増加等による単身世帯や、ひとり親世帯が増加し、貧困など生活上の様々な困難を抱える人が増加しています。また、障がいがあること、日本で働き生活する外国人であること、同和問題等の困難を抱えた人であること等に加え、女性であることから複合的に困難な状況に置かれている人もいます。

そのため、男女共同参画の視点から様々な困難を抱える人々が安心して暮らせるために必要な支援や環境の整備に努めます。

基本目標**5****生涯を通じた健康支援**

男女共同参画社会を実現するにあたっては、女性も男性も互いの違いを認めあい、身体的な特徴を十分に理解し、相手への思いやりをもって生きていくことが大切です。特に女性については、妊娠や出産など、身体的な特性を備えており、男性とは異なる様々な健康上の問題に直面することがあります。

そのため、それぞれのライフステージに応じた健康の維持・増進対策の充実に努めます。

基本目標**6****暴力の根絶のための基盤づくり**

配偶者等からの暴力（DV）やセクシュアル・ハラスメントなどは重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。そして、被害者の多くは女性であり、女性への暴力は男女の対等な関係づくりを基盤とする男女共同参画社会の実現を阻害するものであることから、克服すべき重要な課題です。

そのため、女性の人権尊重のための啓発活動を推進するとともに、DV被害者等への適切な支援体制の確立に努めます。また、女性や子どもが犯罪の被害にあわないように、防犯対策を充実させます。

3 計画の体系

基本理念

個性を認め
思いやる心を持ち
男女がともに輝けるまち

基本目標 1

男女共同参画の理解の促進

基本方針

- 1 人権の尊重と男女共同参画の意識啓発
- 2 男性にとっての男女共同参画
- 3 子どもにとっての男女共同参画

基本目標 2

男女平等意識を育てる教育・学習の充実

基本方針

- 1 家庭における教育・学習の充実
- 2 教育の場における教育・学習の充実
- 3 地域における教育・学習の充実

基本目標 3

あらゆる分野での男女共同参画の推進

基本方針

- 1 政策決定過程への女性の参画の拡大
- 2 地域における男女共同参画の拡大
- 3 男女の雇用機会の平等と公平な待遇の実現
- 4 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識づくり
- 5 子育て支援の充実
- 6 介護支援の充実

基本目標 4

様々な困難を抱える人々への支援

基本方針

- 1 高齢者への支援
- 2 障がい者への支援
- 3 ひとり親家庭への支援
- 4 外国人への支援
- 5 相談業務の充実

基本目標 5

生涯を通じた健康支援

基本方針

- 1 心とからだの健康づくりへの支援
- 2 妊娠から出産までの母子保健事業の充実
- 3 女性特有のがんに対する周知

基本目標 6

暴力の根絶のための基盤づくり（あま市DV防止基本計画）

基本方針

- 1 暴力の根絶に向けた意識啓発
- 2 犯罪防止に配慮した環境整備
- 3 被害者の実情に応じた切れ目のない支援体制の充実



第3章 基本計画



基本目標 1 男女共同参画の理解の促進

基本方針1 人権の尊重と男女共同参画の意識啓発

固定的な性別役割分担を反映した社会通念や慣行を見直し、市民一人ひとりが男女共同参画の理解を深め、男女が互いの人権を尊重し、認め合い、高めあうことのできる社会を築いていけるよう広報・啓発活動に努めます。

第3章

基本目標 1

基本目標 2

基本目標 3

基本目標 4

基本目標 5

基本目標 6

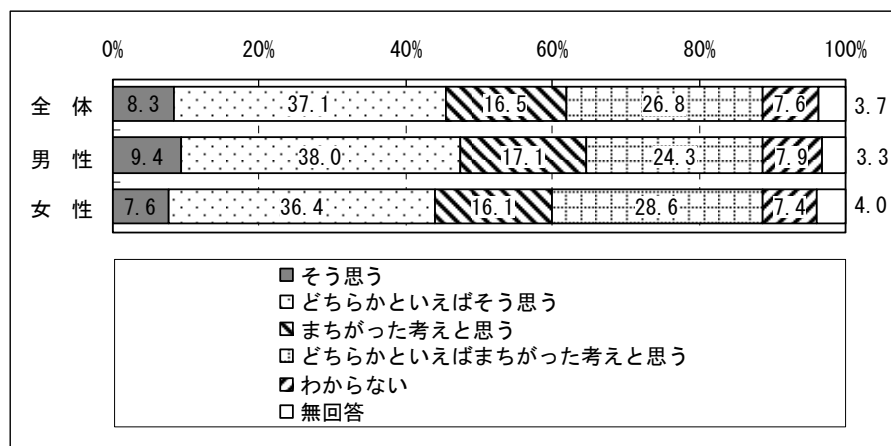
現状と課題

男女共同参画社会とは、男女が性別に関わりなく、人として尊重され、個性と能力を十分発揮することができる活力ある社会です。その社会を実現するためには、人権尊重を基盤にした男女平等意識の形成を促進することが重要です。

市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担を固定する考え方について、賛同的意見が 45.4%、否定的意見が 43.3%とほぼ同程度となっています。また、性別でみると、女性に比べ男性で賛同意識がやや多くみられます。このような結果からも、依然として男女で役割を分ける意識は残っており、男女共同参画社会の実現には、まだまだ課題を残していることがうかがえます。

そのため、家庭、学校、地域、職場など社会のあらゆる場面で男女共同参画についての意識啓発をしていくとともに、固定的な性別役割分担につながる「社会的性別（ジェンダー）※2」についても、市民にわかりやすく周知・啓発していく必要があります。

図：「男は仕事、女は家庭」という考え方について



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成 22 年度）

※2 社会的性別（ジェンダー／gender）：人間には生まれつきの生物学的性別がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会や文化によって作られた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー）という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、中立的な概念であり、国際的にも使われている。

【具体的施策】

施策	施策の内容	主な取り組み	担当課
①人権を尊重するための意識啓発と情報の提供	人権を尊重する市民意識の高揚を図るため啓発を進めるとともに様々な機会を通じて情報提供を行います。	啓発パンフレットの作成	人権推進課
		広報、パンフレット、市ホームページ等による情報提供	
		人権の尊重に関する講演会、映画会、パネル展示、セミナー等の開催	
②男女共同参画に関する理解を深めるための意識啓発と情報の提供	固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画への理解を深め、男女共同参画に関する学習の機会や情報提供を行います。	啓発パンフレットの作成	人権推進課
		広報、パンフレット、市ホームページ等による情報提供	
		男女共同参画の視点に立った講演会、パネル展示、セミナー等の開催	
		図書館において関連図書、資料の情報提供	生涯学習課

【目標数値】

評価指標	現状値	目標値 平成 33 年度
男女共同参画講演会の参加者数	—	600 人
【市民意識の変化】 「男は仕事、女は家庭」という考え方について 「そう思わない」人の割合	43.3% (平成 22 年度)	53.0%

基本目標 1 男女共同参画の理解の促進

基本方針2 男性にとっての男女共同参画

男女共同参画社会の実現は、男性がより暮らしやすくなるものであることへの理解を深め、男性が固定的な性別役割分担意識にとらわれず、家庭生活や地域生活に参画できる取り組みを進めます。

現状と課題

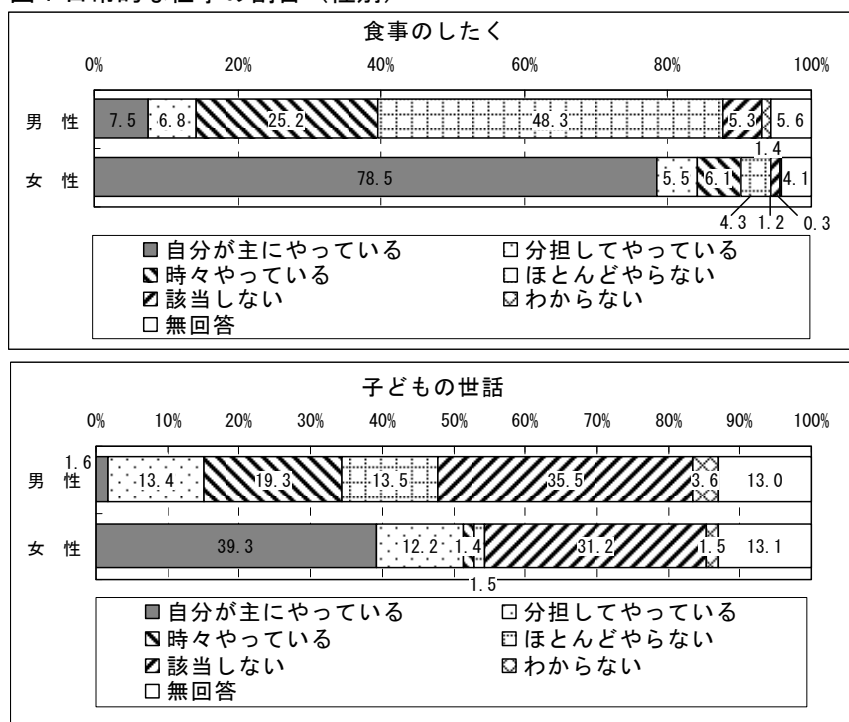
男女共同参画は、すべての人にとって社会全体の課題であるにもかかわらず、女性に比べて男性の意識が低いのが現状です。男女共同参画を推進することで、女性だけでなく、男性にとっても、家庭、地域、職場においてより豊かな生活を営むことができることへの理解を進める必要があります。

市民意識調査によると、「食事のしたく」や「子育て」など家庭生活における日常的な仕事は、主に女性が担っています。このような状況の中で、男女が平等に協力し合っていくために大切と思うことについては、「男性自身の意識をあらためる」が43.9%と最も多くなっており、男性自身の意識改革が重要であることがうかがえます。一方で、男性が積極的に家庭生活や地域生活に参画するためには、男性の長時間労働等の働き方の見直しが求められます。

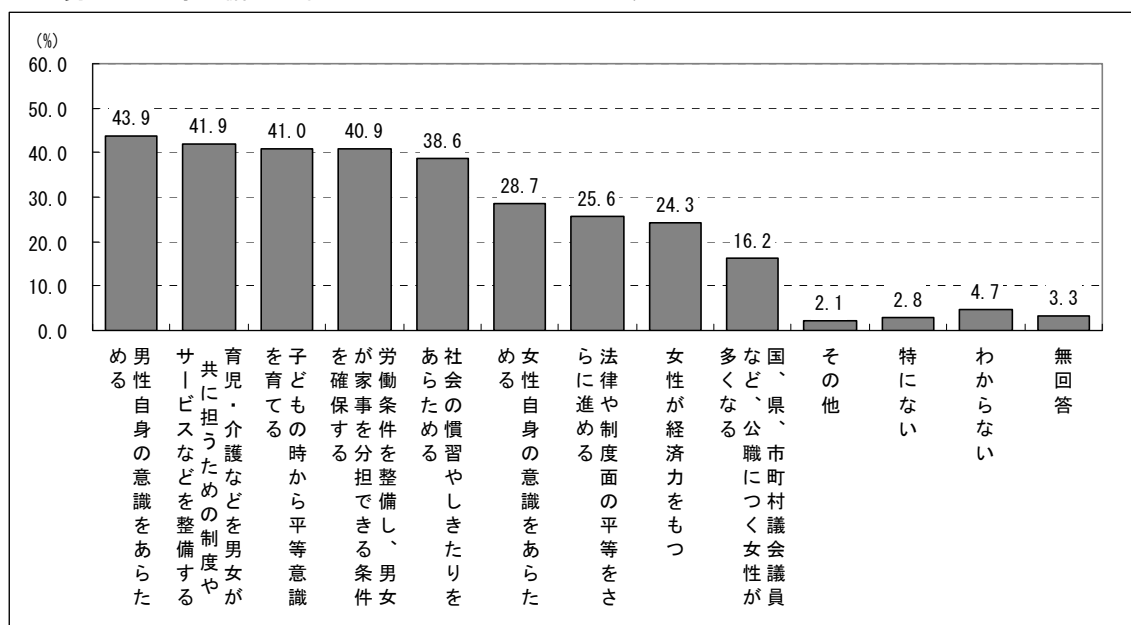
したがって、男女があらゆる分野でいきいきと活躍できる男女共同参画社会を進めるためには、女性だけでなく、男性自身が固定的な性別役割分担意識に捉われることがないように、意識改革を促すための広報・啓発活動を推進するとともに、職場においても、男性が家庭や地域に積極的に参画できるような環境を整えていく必要があります。

また、精神的に孤立しやすい男性に対して、相談体制を確立し、男性に多い自殺を未然に防ぐ取り組みを行っていくことも必要です。

図：日常的な仕事の割合（性別）

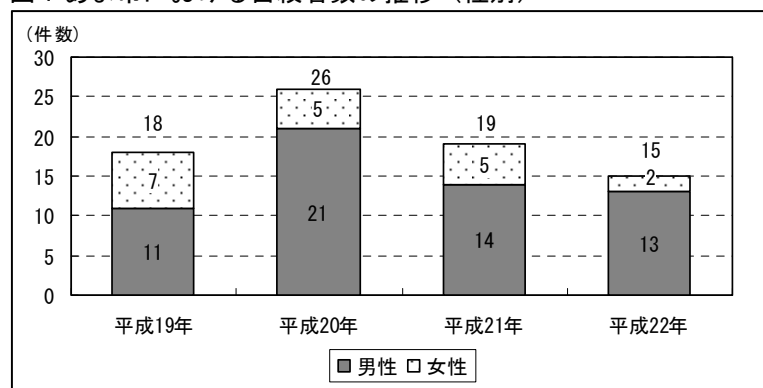


図：男女が平等に協力し合っていくために大切なことについて



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成22年度）

図：あま市における自殺者数の推移（性別）



資料：愛知県衛生年報

【具体的施策】

施策	施策の内容	主な取り組み	担当課
①男性の意識改革や生活自立のための実践講座の開催	男性の意識改革を図るため、学習機会を提供するとともに積極的な家事参加を促すための実践講座を開催し、生活自立のための支援を行います。	意識改革のためのセミナーの開催や家事を中心とした生活自立のための実践講座の開催	人権推進課
		生きがい対策とひきこもり防止のための男性高齢者を対象とした料理教室の開催	健康推進課
		男性を対象とした家事参加型講座の開催	生涯学習課
②男性が家庭・地域に参画しやすい職場環境づくりの推進	男性が家庭や地域に積極的に関わっていけるよう、職場における男女共同参画の理解の促進に努めます。	男性職員の育児休暇取得の促進	人事秘書課
		休業や休暇、子育て期間中の短期時間勤務等の制度の周知	産業振興課
③自殺対策の推進	男性に多い自殺を未然に防ぐため、自殺の危険性が高い方の早期の発見、早期対応を図る取り組みを行います。	民生委員などを対象としたゲートキーパー※ ³ 養成研修の実施	健康推進課
		こころの相談員による予約制の個別相談の実施	

【目標数値】

評価指標	現状値		目標値 平成 33 年度
【市民意識の変化】 日常的な仕事をしない男性の割合	食事のしたく	48.3% (平成 22 年度)	38.0%
	子どもの世話	13.5% (平成 22 年度)	10.0%

※³ ゲートキーパー：地域や職場で発せられる自殺のサインにいち早く気づき、適切な対応を行い、専門相談機関へつなぐ役割を担う人のこと。

基本方針3 子どもにとっての男女共同参画

次代を担う子どもたちが、健やかに成長でき、安全で安心して暮らせるよう地域全体で子どもを支える取り組みを進めます。

現状と課題

男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重し、すべての人があらゆる場面で活躍できる社会です。次代を担う子どもたちが、心身共に健やかに、そして、その個性と能力を十分発揮できるように育っていくことが重要です。そのためには、子どもの頃から、男女共同参画の理解を促進し、将来を見通した自己形成を図れるよう支援していくことが必要です。

子ども一人ひとりが男女共同参画の理解を深めることは、子ども自身の成長にとって重要であるだけでなく、将来的に社会全体における男女共同参画の推進にもつながることから、子どもにとっての男女共同参画を推進することが重要とされています。

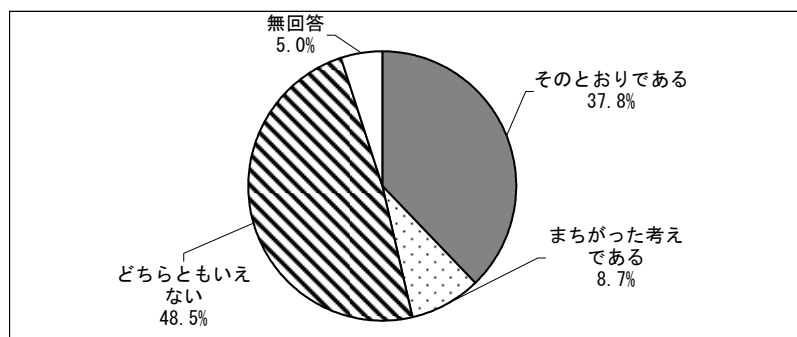
市民意識調査によると、子どもの育て方については、「女の子は女の子らしく、男の子は男らしく育てた方がよい」という考え方が約4割と多くなっています。この考え方は、以前からのしきたりや慣行によって生じる考え方であり、現在においても変わらないものであることがうかがえます。

今後は、男だから男らしく、女だから女らしくと考える前に、一人ひとりの個性を尊重して育てていくこと、そして、その能力を最大限に引き出していくことが重要となります。

また、近年、子どもへの虐待や性犯罪の被害を受けている子ども等、支援を必要としている子どもの問題が顕在化しており、子どもが地域で安心して生活するための環境づくりや地域づくりが求められています。

そのため、今後は、子どもを見守り、声をかけあう地域づくりを進め、子どもへの暴力・虐待の未然防止など、子どもたちが地域で安心して生活するための環境づくりや地域づくりを促進し、社会全体で子どもを支える取り組みが必要です。

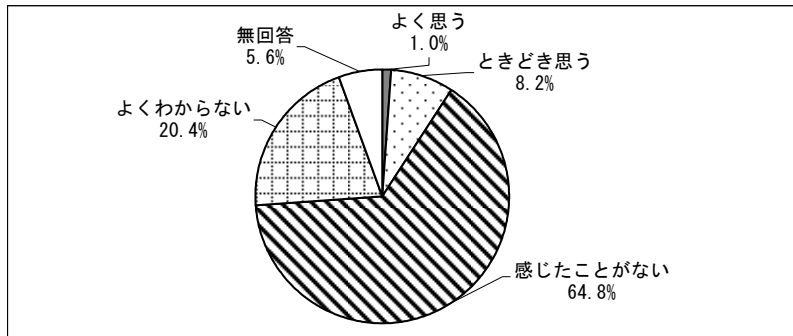
図：女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしくという考え方について



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成22年度）

図：子どもへの虐待について

「自分の周りで子どもを虐待しているのではないかと考えたことがありますか」



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成 22 年度）

表：あま市における虐待相談内容別件数

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否（ネグレクト）	合計
平成 22 年度	29	0	2	19	50
平成 23 年度	44	3	0	5	52

資料：子育て支援課

表：あま市における被虐待児の年齢・相談種別件数（平成 23 年度）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否（ネグレクト）	合計
0～3 歳未満	10	0	0	3	13
3～学齢前児童	15	0	0	0	15
小学生	10	1	0	2	13
中学生	8	2	0	0	10
高校生・その他	1	0	0	0	1
計	44	3	0	5	52

資料：子育て支援課

【具体的施策】

施策	施策の内容	主な取り組み	担当課
①子どものころからの男女共同参画の理解の促進	子どものころから人権尊重の精神が身につくように人権尊重、男女平等についての教育を充実させ自立の意識を育み、個性を尊重する教育・学習を進めます。	人権と男女平等をテーマにした調べ学習やグループ学習の実施	学校教育課
②地域で子どもを育てる環境の整備	犯罪から子どもを守るため市民協働で防犯活動に取り組み、犯罪の未然防止を図るとともに子どもに対する防犯意識を高めるための取り組みを行います。	おはこんあいさつ運動の推進	安全安心課
		子どもの防犯教室の開催	
		通学路こども 110 番の家の普及	学校教育課
		通学時の防犯や交通安全に関する意識を高める教育の実施	
		登下校時の通学路における街頭指導や防犯パトロールの実施	
		小学校入学児童への防犯ブザーの配布	
③児童虐待の早期発見と未然防止	育児に関する相談窓口を充実させ保護者の悩みなどの軽減を図り、児童虐待の早期発見と未然防止に努めます。	妊娠中の不安の軽減、出産後の育児に関する悩みの軽減、虐待の予防を目的としたこんにちは赤ちゃん家庭訪問事業の実施	健康推進課
		乳幼児定期健診の実施	
		保護者の悩みに対応するための家庭相談員の配置	子育て支援課
		スクールカウンセラーや心の相談員の配置	学校教育課
		児童虐待の早期発見と未然防止に向けた総合的な支援体制の整備	子育て支援課 健康推進課 学校教育課
		児童虐待防止に向けた啓発パンフレット等の配布	子育て支援課 人権推進課

【目標数値】

評価指標	現状値	目標値 平成 33 年度
こんにちは赤ちゃん訪問事業割合	70.0% (平成 23 年度)	100.0%
【市民意識の変化】 「自分の周りで子どもを虐待しているのではないか」と思ったことがある人の割合	9.2% (平成 22 年度)	0.0%

基本目標 2 男女平等意識を育てる教育・学習の充実

基本方針1 家庭における教育・学習の充実

子どもから大人まで社会のあらゆる分野で個性と能力を発揮し活躍できる男女共同参画社会を実現するためには、男女が互いに認めあい、平等の理念を理解することが不可欠です。家庭において男女共同参画の理解を深めていけるよう、教育・学習の機会を充実します。

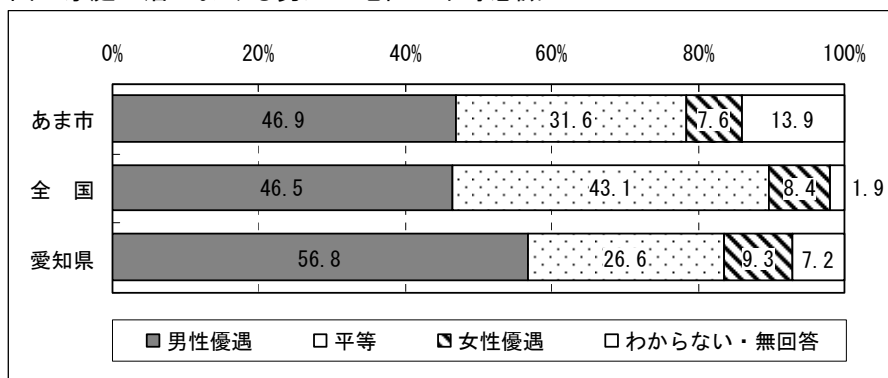
現状と課題

男女共同参画社会づくりにおいては、最も身近な生活の場である家庭が重要な役割を果たします。

市民意識調査によると、男女の地位の平等意識は「家庭生活」においては、男性優遇が 46.9% と約半数の人が男性優遇と回答しています。また、この家庭生活における男性優遇の意識は、女性の家事、育児、介護などの負担をあらわすものであると考えられます。

男女共同参画社会の実現のためには、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、まずは家庭における取り組みが必要であり、そのための意識啓発に努める必要があります。

図：家庭生活における男女の地位の平等意識



資料：あま市 男女共同参画に関する市民意識調査（平成 23 年 1 月）
全 国 男女共同参画社会に関する世論調査（平成 21 年 10 月）
愛知県 男女共同参画意識に関する調査（平成 20 年 9 月）

【具体的施策】

施策	施策の内容	主な取り組み	担当課
①家庭における男女共同参画に関する学習機会の提供と理解の推進	男女共同参画の理解を家庭において普及させるため、男女問わず親子間のコミュニケーションを図る場や学習機会を提供します。	乳幼児と親を対象とした幼児期家庭教育講座の開催	生涯学習課
		親と子が一緒に参加する親子ふれあい講座の開催	
		男女共同参画の視点に立った講演会、パネル展示、セミナー等の開催（再掲）	人権推進課

【目標数値】

評価指標	現状値	目標値 平成 33 年度
幼児期家庭教育講座の定員に対する参加者率	70.0% (平成 23 年度)	80.0%
【市民意識の変化】 家庭生活において「男女の地位が平等である」と思う人の割合	31.6% (平成 22 年度)	41.0%



基本目標 2 男女平等意識を育てる教育・学習の充実

基本方針2 教育の場における教育・学習の充実

子どものころから人権が尊重されることの大切さや、個性や能力を社会で十分発揮できることの大切さを学び、自らの意思によって多様な生き方を選択できるよう教育・学習を充実します。

第3章

基本目標
1

基本目標
2

基本目標
3

基本目標
4

基本目標
5

基本目標
6

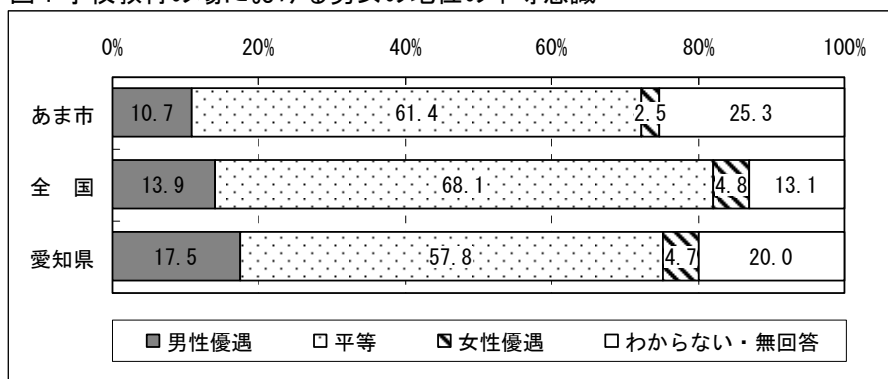
現状と課題

男女が固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、主体的に物事を考え選択する力を身につけるには、学校教育を通して、幼少期から男女共同参画に基づいた教育を実践していくことが非常に大切です。

市民意識調査によると、男女の地位の平等意識は、「学校教育の場」においては、家庭生活や職場の状況に比べて、男女は「平等である」という回答が61.4%と最も多く、学校教育の場において男女平等の意識が浸透してきていることがうかがえます。また、男女平等の意識を育てるために、学校教育ではどのようなことに力を入れるべきかについては、「異性を思いやる気持ちの大切さを教える教育を充実させる」「男女ともに、家事や育児、介護などについて学習する時間を設ける」がともに6割を超えており、このことから、子どもの頃から、あらゆる機会に互いを思いやる心をもつとともに、男女ともに家事や育児に参加することへの抵抗感をなくす教育に力を入れていくことが求められていることがうかがえます。

そのため、子どもの頃から学校をはじめ、家庭や地域などさまざまな場面で、男女共同参画に関する正しい知識や自立の意識を育むとともに、情報があふれる中でのメディアリテラシー※4の向上、自らの意思によって多様な生き方が選択できるよう教育・学習を推進していく必要があります。

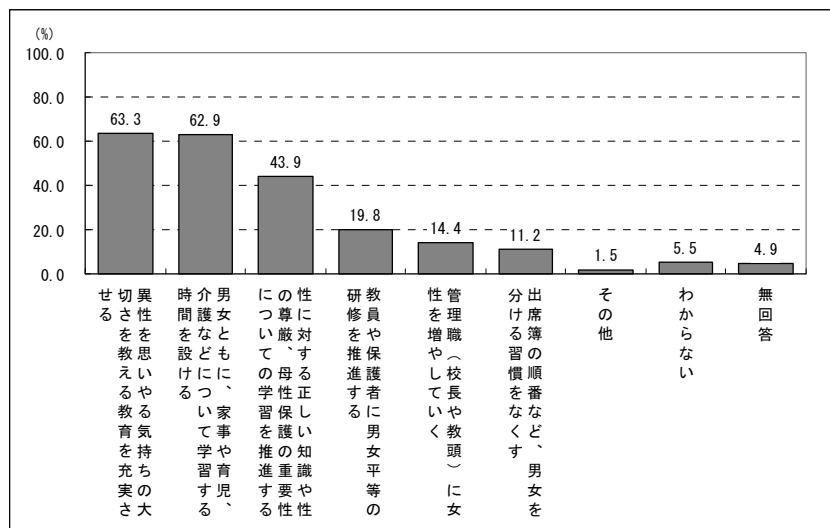
図：学校教育の場における男女の地位の平等意識



資料：あま市 男女共同参画に関する市民意識調査（平成 23 年 1 月）
全 国 男女共同参画社会に関する世論調査（平成 21 年 10 月）
愛知県 男女共同参画意識に関する調査（平成 20 年 9 月）

※4 メディアリテラシー：次の3つの構成要素とする、複合的な能力のこと。①メディアの情報を主体的に読み解く能力。
②メディアにアクセスし、活用する能力。③メディアを通じコミュニケーションする能力。

図：男女平等の意識を育てるために学校教育で力を入れることについて



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成 22 年度）

【具体的施策】

施策	施策の内容	主な取り組み	担当課
①子どものころからの男女共同参画の理解の促進	子どものころから人権尊重の精神が身につくように人権尊重、男女平等についての教育を充実させ自立の意識を育み、個性を尊重する教育・学習を進めます。	人権と男女平等をテーマにした調べ学習やグループ学習の実施（再掲）	学校教育課
		人権尊重の精神を身につけるための道徳教育の実施	
		近年の情報化の背景を踏まえ、メディアリテラシーの向上を図るための教育の実施	
		児童生徒の発達段階に合わせた性に関する指導	
		保育園において人権擁護委員による園児とのふれあいの実施	人権推進課
		命の大切さを育む人権の花運動の実施	
②教職員、保育者の人権意識を高めるための学習機会の充実	教育や保育に携わる関係者が豊かな見識と人権感覚を身につけるための学習の機会を充実します。	人権教育に関する調査・研究を行う役員会・研究推進委員会の設置	学校教育課
		保育者を対象とした人権に関する研修の実施	子育て支援課
		市民及び教職員等の人権意識向上を図るための人権教育講演会の開催	学校教育課 生涯学習課

【目標数値】

評価指標	現状値	目標値 平成 33 年度
人権教育講演会の参加者数	600 人 (平成 23 年度)	800 人
【市民意識の変化】学校教育の場において「男女の地位が平等である」と思う人の割合	61.4% (平成 22 年度)	71.0%

基本目標 2 男女平等意識を育てる教育・学習の充実

基本方針3 地域における教育・学習の充実

固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、男女がともに地域の活動に参画することができるよう必要な知識や技術を学ぶための教育・学習の充実に取り組みます。

第3章

基本目標
1

基本目標
2

基本目標
3

基本目標
4

基本目標
5

基本目標
6

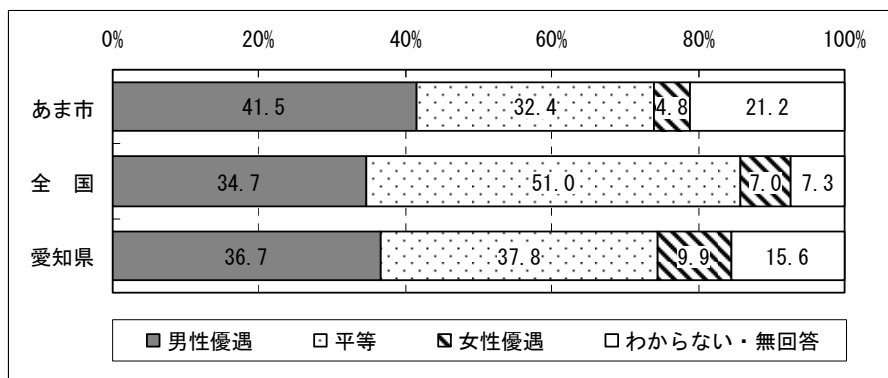
現状と課題

地域は、家庭とともに最も身近な暮らしの場であり、そこでの男女共同参画の推進は、家庭と同じく男女共同参画社会の実現にとって重要です。しかし、市民意識調査によると、男女の地位の平等意識は、「地域社会」においては、41.5%の人が男性優遇と回答しており、これは、国（34.7%）や県（36.7%）の調査結果と比較しても多くなっています。

男女共同参画社会を実現するためには、女性も男性も積極的に男女共同参画の意義や必要性について理解することが必要不可欠であり、そのためには、地域において、男女共同参画についての理解を深めていけるような学習の機会を充実させる必要があります。

男女が思いやりをもち、認め合いながら個性と能力を活かした多様な生き方ができるよう、市民を対象に男女共同参画の意識を高めるための学習講座を開催するとともに、男女共同参画の理念に対する理解が深まるよう、市民に対する意識啓発や情報提供の充実に努める必要があります。

図：地域社会における男女の地位の平等意識



資料：あま市 男女共同参画に関する市民意識調査（平成 23 年 1 月）
全 国 男女共同参画社会に関する世論調査（平成 21 年 10 月）
愛知県 男女共同参画意識に関する調査（平成 20 年 9 月）

【具体的施策】

施策	施策の内容	主な取り組み	担当課
①地域における男女共同参画に関する学習機会の提供と理解の推進	男女がともに地域に参画するために必要な知識を学ぶための教育・学習機会を提供します。	社会教育講座において、男女共同参画をテーマとした講座を開催	生涯学習課
		市民及び教職員等の人権意識向上を図るための人権教育講演会の開催（再掲）	学校教育課 生涯学習課
		男女共同参画の視点に立った講演会、パネル展示、セミナー等の開催（再掲）	人権推進課

【目標数値】

評価指標	現状値	目標値 平成 33 年度
【市民意識の変化】 地域社会において「男女の地位が平等である」と 思う人の割合	32.4% (平成 22 年度)	42.0%



基本目標 3 あらゆる分野での男女共同参画の推進

基本方針1 政策決定過程への女性の参画の拡大

政策や方針の立案・決定過程において、男女双方の意見が反映されるよう、積極的に審議会等における委員の男女比率の均衡を図ります。また、男女共同参画の推進を担う人材の育成に努めます。

現状と課題

男女共同参画社会を実現していくためには、政策や方針の立案・決定過程において女性の参画を拡大していくことが重要です。

あま市の審議会等への女性の登用率は 22.4%で、教育委員会などの執行機関である行政委員会への女性の登用率はわずか 2.3%とかなり差があります。また、あま市の職員の女性管理職は全体では 21.0%となっていますが、一般行政職に限ると 14.5%とやや低くなります。

今後は、女性の政策や方針の立案・決定過程への参画を促進するためにも、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）※5や人材の育成、審議会委員を公募で選ぶなどの様々な対策により、審議会等の委員や管理職への女性の積極的な採用・登用の拡大を図る必要があります。

表：審議会、委員会への女性登用率の状況

（平成 24 年 4 月 1 日現在）

	審議会・委員会数		委員数 (A)	うち女性委員数 (B)	登用率 (B/A)
		うち女性を含む 審議会・委員会数			
審議会等	13	9	237 人	53 人	22.4%
行政委員会	6	1	43 人	1 人	2.3%

資料：人権推進課

表：女性管理職の状況

（平成 24 年 4 月 1 日現在）

管理職総数 (A)	うち女性 管理職数 (B)	女性比率 (B/A)	うち一般行政職		
			管理職数 (C)	うち女性管理職 数 (D)	女性比率 (D/C)
105 人	22 人	21.0%	83 人	12 人	14.5%

資料：人事秘書課

※5 ポジティブ・アクション（積極的改善措置）：固定的な性別による役割分担意識や過去の経緯から男女労働者の間に事実上生じている差があるとき、それを解消するための自治体や企業が行う自主的かつ積極的な取組みのこと。

【具体的施策】

施策	施策の内容	主な取り組み	担当課
① 審議会等への男女共同参画の促進	政策決定過程への女性の積極的な登用を促進するなど、女性の社会参加意識を高めるとともに、女性の意見を反映させる組織づくりを促進します。	審議会、委員会への女性の登用促進	関係各課
		審議会、委員会への女性の登用状況についての調査、結果公表の実施	人権推進課
		女性職員を管理職に登用するポジティブ・アクション（積極的改善措置）の実施	人事秘書課
② 男女共同参画の推進を担う人材育成	積極的に社会へ参画している女性を発掘し、人材育成を図ります。	愛知県男女共同参画人材育成セミナーへの受講候補者の推薦	人権推進課

【目標数値】

評価指標	現状値	目標値 平成 33 年度
審議会、委員会への女性登用率	22.4% (平成 24 年度)	30.0%
一般行政職の女性管理職比率	14.5% (平成 24 年度)	20.0%



基本目標 3 あらゆる分野での男女共同参画の推進

基本方針2 地域における男女共同参画の拡大

地域力を高めるために、地域活動において、男女共同参画の視点を活かした取り組みができるよう女性の積極的な参画を推進するとともに、男女がともに地域で活動できるよう支援を行います。

現状と課題

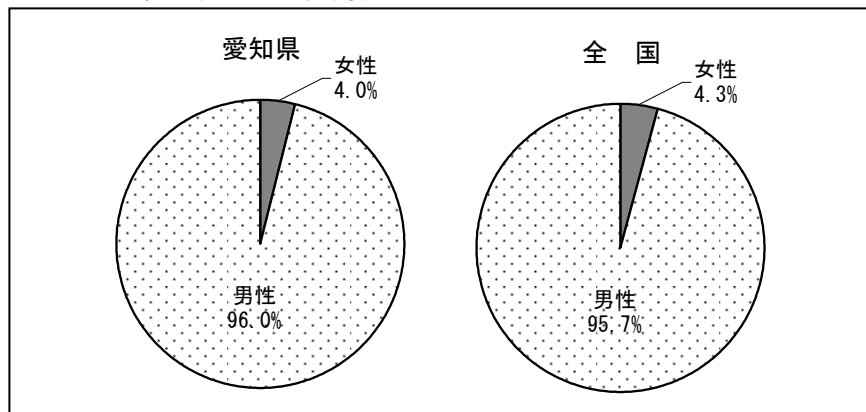
地域においては、核家族化や少子高齢化が進み、住民相互の社会的つながりの希薄化など、その相互扶助機能が弱体化しつつあります。そのため、福祉、環境、防犯・防災、まちづくり等の分野において、住民全体が協力して課題の解決に取り組む必要があります。

地域活動の場においては、固定的な性別役割分担意識が根強く存在し、地域行事やPTAなど現場活動の担い手の多くが女性であるにも関わらず、意思決定の場では女性の参画が少ないのが現状です。男女が協力し、同じ関わり方で活動することが大切であり、男性と同様に女性の登用を積極的に進める必要があります。

また一方で、男性は、女性に比べ地域社会との関わりが少なく、地域との関係も希薄になりがちです。そのため、地域活動に参加する意義や重要性について理解を深めることが必要です。

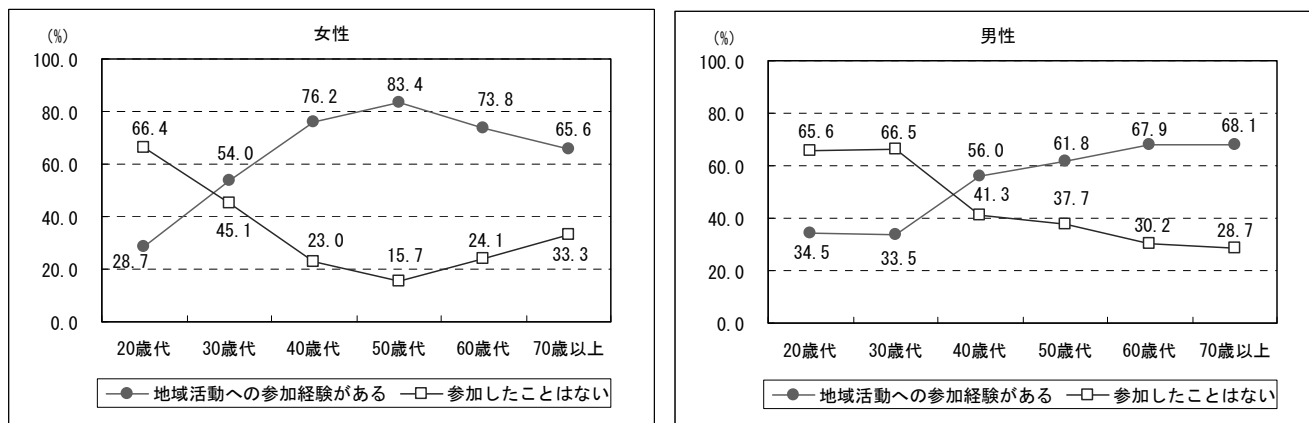
今後は、地域のあらゆる分野において、男女共同参画の視点に立って、男女が協力して取り組んでいくための意識や環境づくりが必要となります。

図：自治会長に占める女性割合



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成
又は女性に関する施策の推進状況」（平成 23 年度）

図：地域活動への参加経験（性・年齢別）（愛知県）



資料：愛知県県民生活部「平成20年度県民意識調査」

【具体的施策】

施策	施策の内容	主な取り組み	担当課
①男女共同参画の視点に立った地域活動団体への支援の充実	地域活動において男女の参画を促し、地域活動団体の活性化を図るため各種団体に対して支援を行います。	女性消防クラブ活動への支援	安全安心課
		交通安全を推進する女性運転者友の会への支援	
		地域活動団体への助成	企画政策課
		地域活動団体に対して情報交換や交流ができる場を提供	
		社会教育活動を担う女性団体への支援	生涯学習課

【目標数値】

評価指標	現状値	目標値 平成33年度
あま市女性消防クラブ員数	25人 (平成23年度)	100人

基本目標 3 あらゆる分野での男女共同参画の推進

基本方針3 男女の雇用機会の平等と公平な待遇の実現

男女がともに安心して働けるように、男女共同参画の視点による職場の環境づくりを促進し、働く場における男女の格差の積極的な解消に努め、能力に応じた公平な待遇の実現を図ります。

現状と課題

近年、男女雇用機会均等法の改正や育児・介護休業法の改正等により、女性の働く環境は整備されつつありますが、現実には、雇用状況や昇進・昇格については、依然として男女で格差があります。

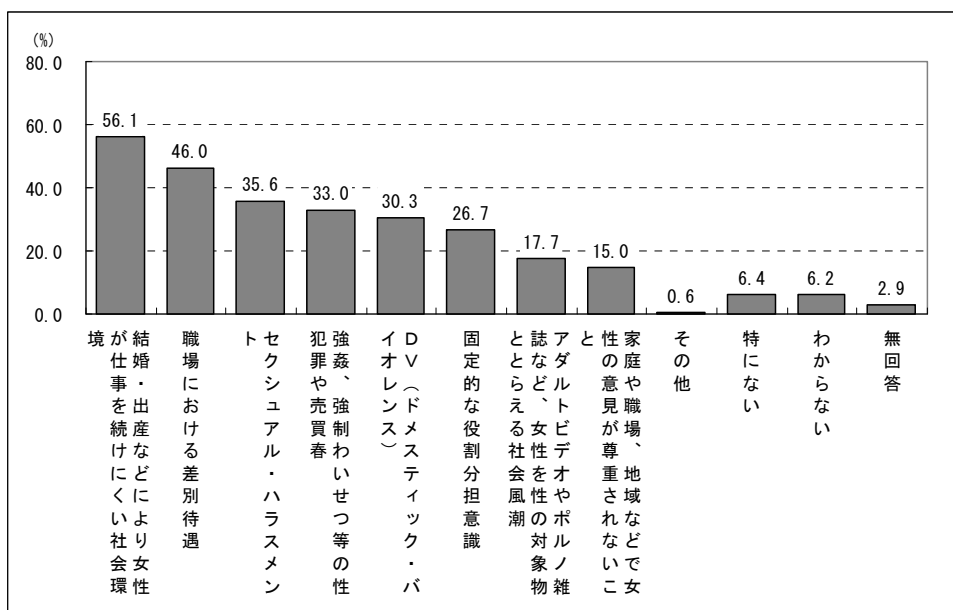
市民意識調査によると、女性に関する人権上の問題については、「結婚・出産などにより女性が仕事を続けにくい社会環境」や「職場における差別待遇」などが多くなっています。また、男女の地位の平等意識は、「職場」では63.7%の人が男性優遇と回答しており、職場においては男性優遇と感じている人が多いことがうかがえます。

このようなことから、企業などに対して、男女の雇用機会の平等と公平な待遇の実現を図るよう働きかけていくとともに、市民に対して労働に関する法令や制度の周知を図る必要があります。

また、商工業・農業などの自営業で働く女性は従業者として重要な役割を果たしているにもかかわらず、経営をめぐる重要な場に参画していない状況があります。また、会社に勤める女性に比べて仕事と家事・育児の負担をしているにもかかわらず、就業時間や休日の取り決めがないなど、労働条件も明確にされていないという実態がみられます。

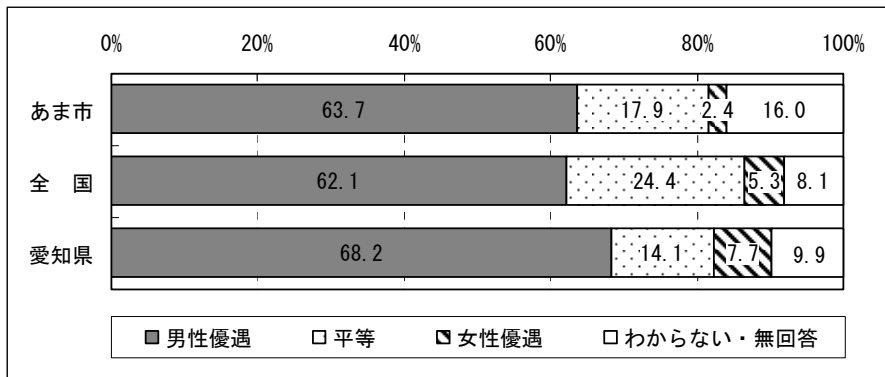
そのため、今後は、経営への女性の参画や仕事と家事・育児との両立における負担の軽減を図るためにも、就業環境の改善に取り組む必要があります。

図：女性に関する人権上の問題について



資料：人権に関する市民意識調査（平成22年度）

図：職場における男女の地位の平等意識



資料：あま市 男女共同参画に関する市民意識調査（平成 23 年 1 月）
 全 国 男女共同参画社会に関する世論調査（平成 21 年 10 月）
 愛知県 男女共同参画意識に関する調査（平成 20 年 9 月）

【具体的施策】

施策	施策の内容	主な取り組み	担当課
①男女の雇用平等に向けた啓発、情報提供	市のホームページやチラシなどを活用して働きやすい環境整備のための情報を市民や企業に提供します。	男女の均等な雇用機会と待遇の確保を図る法令・制度の周知	産業振興課
		女性の再就職のためのセミナー等の情報提供	人権推進課
②職域の拡大	性別によらない配置に務め、一人ひとりの能力や適性を考慮した職員配置を進めます。	性別にとらわれない人事管理の推進	人事秘書課
③商工業、農業等自営業における男女共同参画の推進	実質的に共同経営をしている女性に対等なパートナーとして方針決定や経営に参画することができるよう情報提供や意識啓発を行います。	家族経営における適正な労働時間や休日の確保等、就業条件の整備についての普及・啓発	産業振興課
		農業における家族経営協定※6の締結の促進	

【目標数値】

評価指標	現状値	目標値 平成 33 年度
【市民意識の変化】 女性の人権上の問題として「職場における差別待遇」と思う人の割合	46.0% (平成 22 年度)	36.0%

※6 家族経営協定：農家における家族員一人ひとりが生きがいとやりがいを持てるようにするため、給料や休日などの就業条件、経営方針や営農計画、望ましい暮らし方や経営移譲時期などについて家族で話し合い、その結果を文章でまとめたもの。

基本目標 3 あらゆる分野での男女共同参画の推進

基本方針4 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識づくり

働く男女が、ともに仕事と家庭や地域の活動等とのバランスのとれた多様な生き方が選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスへの理解を広く社会に浸透させます。さらに、企業や関係団体等との情報交換、連携によりワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

現状と課題

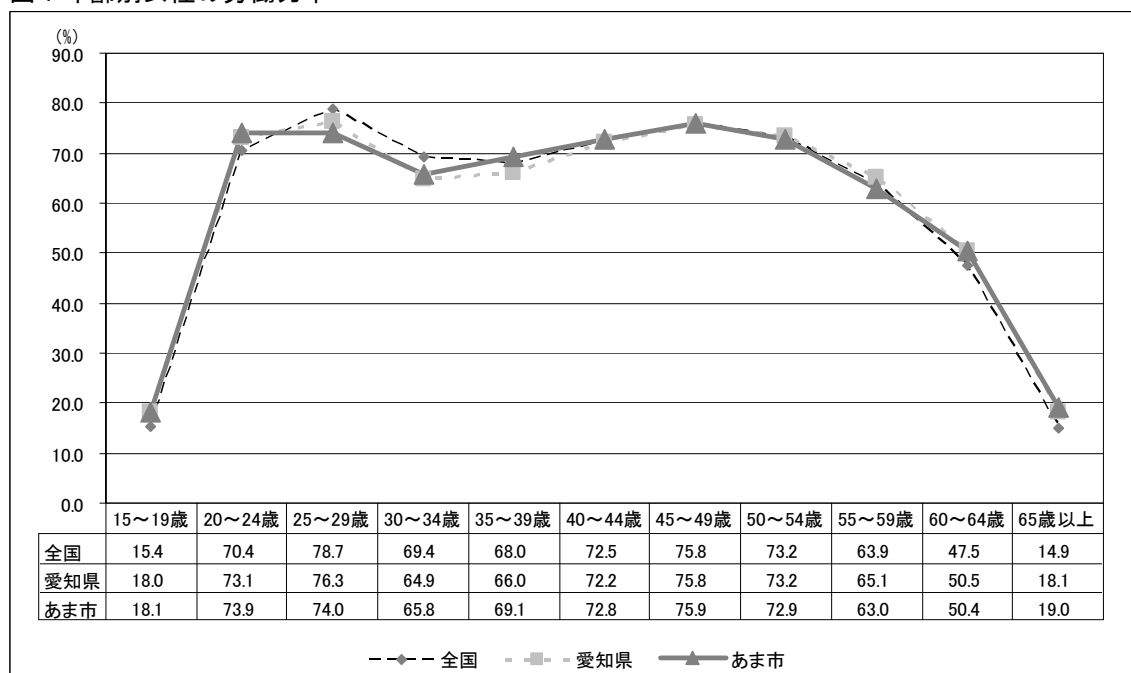
少子高齢化、ライフスタイルの変化が進んだ社会においては、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けての積極的な取り組みが求められています。

国においても、少子化の要因を「就労」と「結婚・出産・子育て」の二者択一構造として捉え、仕事中心の生き方を社会全体で見直すワーク・ライフ・バランスの取り組みが進められています。

市民意識調査によると、女性が安心して働き続ける環境をつくるために必要なことについては、「夫や家族が理解し協力する」が最も多いものの、次いで「職業（仕事）と家庭の両立に職場が理解し協力する」「育児・介護休業制度を定着する」といった職場の理解や制度の充実が求められています。

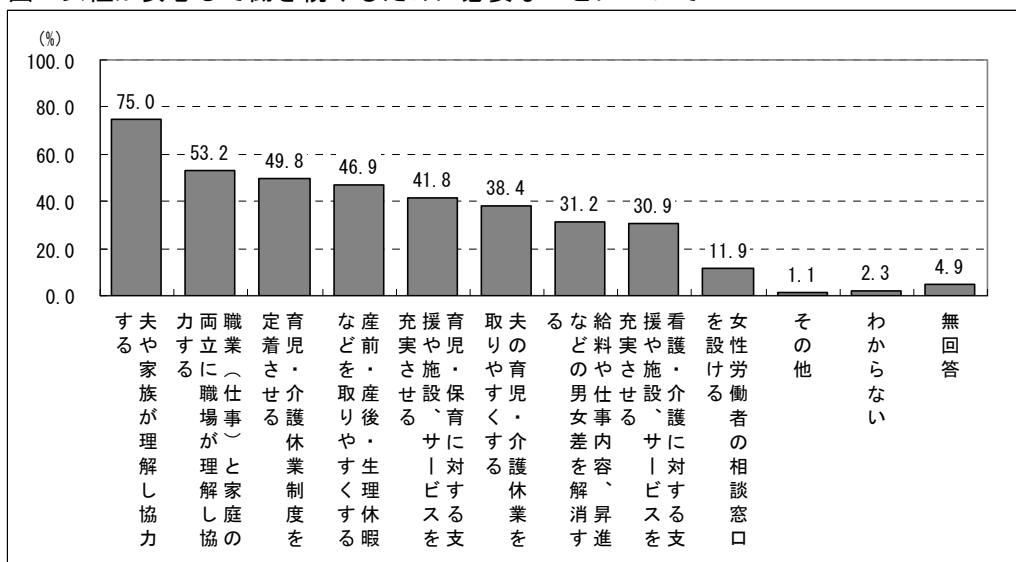
仕事と子育て、介護との両立の支援を図るためには、育児・介護休業制度の普及・定着を企業に働きかけるなど、仕事と子育て、介護が両立できるような社会基盤の整備が望まれます。また、すべての人が多様な働き方を選択できるよう、「働き方の見直し」を促進するとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識といった社会風潮を見直し、仕事と子育て、介護が両立できるような環境づくりを総合的に進めていくことが必要です。

図：年齢別女性の労働力率



資料：国勢調査（平成 22 年）

図：女性が安心して働き続けるために必要なことについて



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成 22 年度）

【具体的施策】

施策	施策の内容	主な取り組み	担当課
①ワーク・ライフ・バランス※7の普及啓発	広報や市のホームページを活用して、ワーク・ライフ・バランスの必要性について普及啓発や情報提供を行います。	ワーク・ライフ・バランスの必要性に関する情報提供や普及啓発	人権推進課
		休業や休暇、子育て期間中の短期時間勤務等の制度の周知（再掲）	産業振興課
		県で登録をされたファミリー・フレンドリー企業※8の紹介	
②相談支援	労使間のトラブル、待遇の問題、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの労働問題全般について、県から派遣された専門員が月 1 回市役所（分庁舎含む）で相談に応じます。	巡回労働相談の実施	産業振興課
	事業主を対象に、社会保険労務士を派遣し、雇用する労働者の休業・雇用問題・年金相談、労使間のトラブル、労働条件の整備等の相談に応じます。	特定社会保険労務士による派遣労働相談	

【目標数値】

評価指標	現状値	目標値 平成 33 年度
【市民意識の変化】女性の人権上の問題として「結婚・出産などにより女性が仕事を続けにくい社会環境」と思う人の割合（P34 図：女性に関する人権上の問題）	56.1% （平成 22 年度）	46.0%

※7 ワーク・ライフ・バランス：男女がともに、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らの希望に沿った形で、バランスを取りながら展開できる状態のことを指す。

※8 ファミリー・フレンドリー企業：従業員の仕事と家庭生活の両立を支援するため、様々な施策を行っている企業。

基本目標 3 あらゆる分野での男女共同参画の推進

基本方針5 子育て支援の充実

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、男女が働きながら安心して子育てができるように、多様なニーズに応じた保育サービスを提供します。

第3章

基本目標
1

基本目標
2

基本目標
3

基本目標
4

基本目標
5

基本目標
6

現状と課題

子育ては、その家族のみならず社会全体で育むものであり、それは何においても代え難いものです。

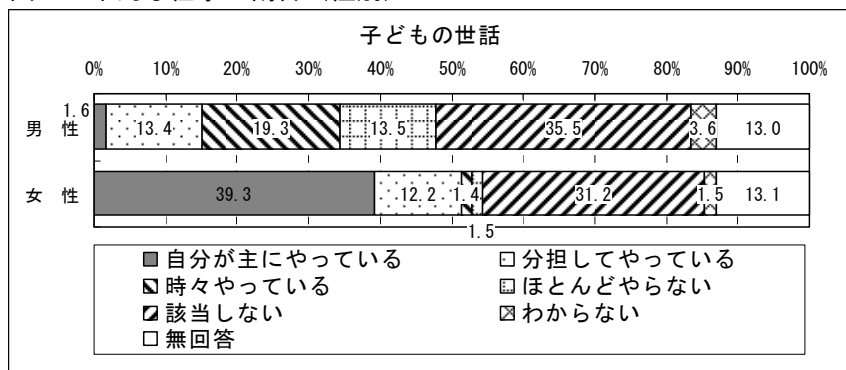
しかしながら、近年では核家族化の進行や共働き世帯の増加、地域のつながりの低下等により、家庭にかかる子育ての負担が大きくなっています。

そのような社会情勢の中で、市民意識調査によると、「子どもの世話」については、女性は「自分が主にやっている」が39.3%を占めているのに対し、男性は1.6%とごくわずかとなっており、主に女性が担っていることがうかがえます。

一方で、保育園児数の推移をみると、保育園児の総数は減少傾向にある中で、3歳未満児は増加傾向にあり、子どもが小さい時から保育園に預けて働く保護者が増えている状況があります。

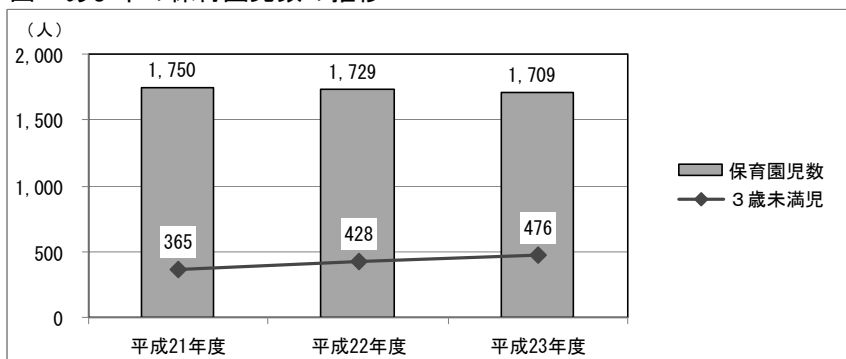
男女がともに社会に参画していくためには、子育ての負担感や、仕事と子育てを両立することへの負担感を緩和し、安心して子育てができるよう保育サービスをはじめとする子育て支援サービスの充実に努める必要があります。

図：日常的な仕事の割合（性別）



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成22年度）

図：あま市の保育園児数の推移



資料：子育て支援課

【具体的施策】

施策	施策の内容	主な取り組み	担当課
①男性への意識啓発	男性の意識改革を図るため、セミナーを中心とした学習機会を提供し、男性の積極的な育児参画を促進します。	意識改革のためのセミナーの開催や家事を中心とした生活自立のための実践講座の開催（再掲）	人権推進課
②多様な保育サービスの充実	社会に参画しながら安心して子育てができるように、多様なニーズに応じた保育サービスを提供します。	産前産後休暇、育児休業終了後の就労に対応した低年齢児保育事業の実施 保護者の就労時間の多様化に対応した延長保育事業の実施 保護者の就労、疾病など一時的に保育が必要なときに利用できる一時預かり事業の実施 保護者の理由により特定の期間家庭において保育が困難となった場合に対応する特定保育事業の実施 出産、育児休業後スムーズに復職できるように育児休業あけ予約事業の実施 集団保育が可能な障がい児保育の実施	子育て支援課
③地域における子育て支援の環境づくり	仕事と育児の両立支援や地域住民の相互支援による育児負担軽減を図ります。	ファミリー・サポート・センター事業 ^{※9} の推進	子育て支援課
④放課後児童対策の実施	放課後も安心して充実した時間が過ごせるよう児童の放課後の健全育成に努めます。	放課後児童クラブや放課後子ども教室の実施	子育て支援課
⑤障がいのある子どもへのサービスの充実	障がいのある児童生徒の放課後や夏休み等における支援を行います。	放課後等デイサービス、日中一時支援事業の実施	社会福祉課

【目標数値】

評価指標	現状値	目標値 平成 33 年度
1 歳未満の低年齢児保育が実施可能な保育園数	11 施設 (平成 23 年度)	13 施設
延長保育実施保育園数	12 施設 (平成 23 年度)	12 施設 (継続)
保育所入所待機児童数	0 人 (平成 23 年度)	0 人 (継続)

※9 ファミリー・サポート・センター事業：育児の援助を受けたい方と育児の援助を行いたい方を会員として組織し、会員同士が相互に育児に関する援助活動を行うもの。

基本目標 3 あらゆる分野での男女共同参画の推進

基本方針6 介護支援の充実

高齢化が進み、介護を必要とする高齢者が増加する中で、介護者の負担を軽減するための介護保険サービスをはじめとした支援の充実を図ります。

第3章

基本目標
1

基本目標
2

基本目標
3

基本目標
4

基本目標
5

基本目標
6

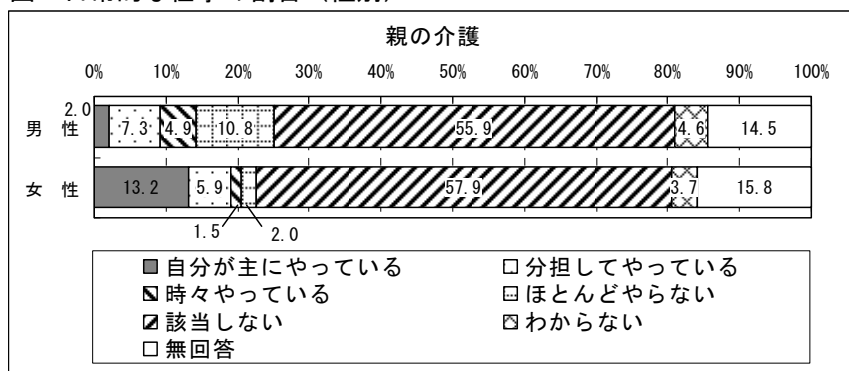
現状と課題

高齢者の介護は、家庭だけでなく、地域でも深刻な問題となっており、高齢化の進行に伴い介護を必要とする高齢者は今後も増加することが予測されます。

市民意識調査によると、「親の介護」については、女性は「自分が主にやっている」、男性は「ほとんどやらない」が最も多くなっており、親の介護についても女性が担っていることがうかがえます。

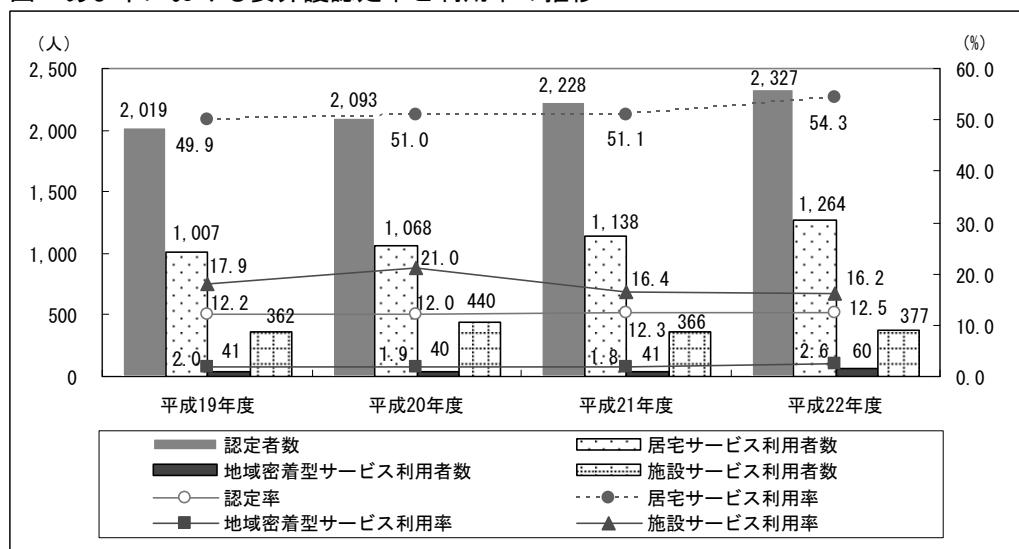
今後は、家庭内において、女性だけではなく、男性も積極的に介護に関われるような環境づくりや啓発に努めるとともに、介護保険サービス等を利用した介護支援の充実を図る必要があります。

図：日常的な仕事の割合（性別）



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成22年度）

図：あま市における要介護認定率と利用率の推移



資料：介護保険事業状況報告（年報）

【具体的施策】

施策	施策の内容	主な取り組み	担当課
①男性に対する意識啓発	男性も積極的に介護に関われるよう介護に関する情報提供や講座を開催するとともに意識の啓発を図ります。	意識改革のためのセミナーの開催や家事を中心とした生活自立のための実践講座の開催（再掲）	人権推進課
②介護保険制度の周知とサービスの充実	高齢者ができる限り住み慣れた地域で家族と暮らせるよう、介護に関する制度の周知を図るとともに介護予防事業を行います。	広報や市ホームページ、介護サービスガイドブック等による介護予防事業や居宅サービスの周知	高齢福祉課
		介護予防事業の推進	高齢福祉課 健康推進課 人権推進課
③介護者への支援の充実	在宅で家族を介護する人が、悩みや不安を話したり、情報交換する場である介護者の会の活動を支援し、介護者の孤立を防ぎ、精神的負担の軽減を図ります。	「介護者のつどい」や「認知症家族会」などの介護者の会への活動支援	高齢福祉課

【目標数値】

評価指標	現状値	目標値 平成 33 年度
介護予防教室の開催数（一次予防事業）	186 回 （平成 23 年度）	300 回
介護予防教室の参加者数（一次予防事業）	1,974 人 （平成 23 年度）	3,000 人

基本目標 4 様々な困難を抱える人々への支援

基本方針1 高齢者への支援

男女共同参画の視点に立ち、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう高齢者の社会参画に対する支援や自立した生活を支援する取り組みを進めます。

現状と課題

少子高齢化が進行する中で、あま市においては平成 24 年 4 月現在、高齢化率は 21.9%と約 5 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となっています。さらに、高齢化の進行に伴い、寝たきりや認知症をはじめ、介護を必要とする高齢者も増加傾向にあります。

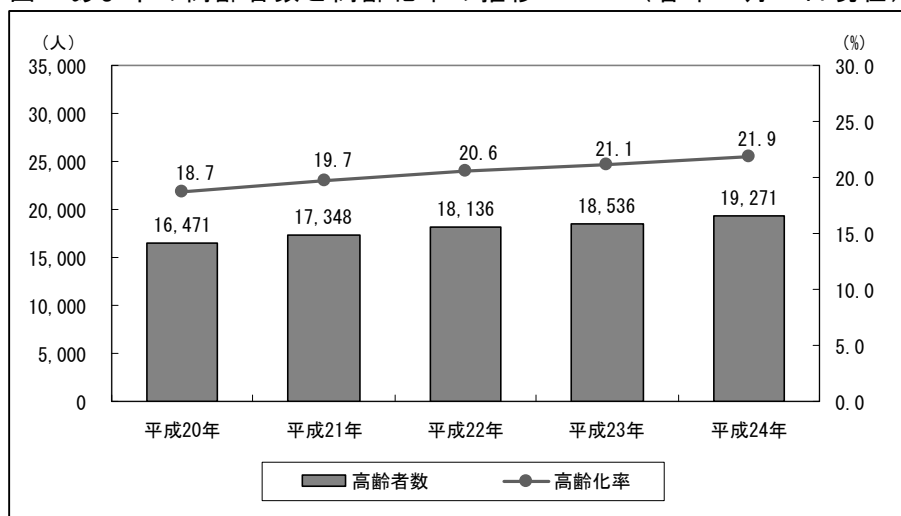
未婚や離婚の急増、地域における人間関係の希薄化等により、高齢者を取り巻く家族や地域のつながりは弱くなっており、高齢者の生活を支える様々な取り組みが求められています。

また、女性は平均的に男性よりも長寿であり、高齢者のうち女性の占める割合が高くなっています。このため、高齢者施策の影響は女性の方が強く受ける傾向にあります。

高齢社会を豊かで活力ある社会とするためには、年齢や性別に基づく固定観念にとらわれることなく、社会を支える一員として高齢者を捉える必要があります。そのため、高齢期になってもできるだけ男女が、心身ともに健やかに自立した生活を送るためには、生きがい活動や介護予防の充実を図るとともに、社会活動などへの参加を働きかけていく必要があります。

また近年、高齢化が進むにつれて高齢者の虐待や消費者被害等、高齢者の人権侵害が社会問題となっています。そのため、高齢者が不安を感じたときにすぐ相談できる窓口を充実するとともに、多様化する犯罪手口を知らせるなど、高齢者への注意喚起や被害の未然防止へ向けた取り組みが必要です。

図：あま市の高齢者数と高齢化率の推移（各年 4 月 1 日現在）



資料：住民基本台帳

【具体的施策】

施策	施策の内容	主な取り組み	担当課
①高齢者の社会参画促進	高齢者が生きがいを持って積極的に社会に関わっていけるような機会を提供します。	生涯学習やスポーツ活動に参加できる機会の充実	生涯学習課
		シルバー人材センターへの支援	高齢福祉課
		ボランティア活動の啓発による社会参加の促進	
②高齢者の生活自立のための取り組み	高齢者が住み慣れた地域で安心した生活ができるよう環境の整備を図り、地域社会全体で高齢者の生活自立を支援します。	介護予防事業の推進（再掲）	高齢福祉課 健康推進課 人権推進課
		外出の際の緊急時の連絡先などを記載できる安心カードの普及	高齢福祉課
		高齢者虐待に関する周知・啓発	
		消費者被害未然防止のための情報提供等	産業振興課
		高齢者の成年後見制度の活用促進	高齢福祉課
③高齢者の現状把握と相談業務の充実	高齢者を取り巻く実情を把握し、必要な情報を提供するとともに、多様な相談ニーズに対応できるよう相談業務を充実させます。	高齢者や家族に対する総合的な相談支援	高齢福祉課
		高齢者虐待防止マニュアルの活用	
		高齢者虐待防止ネットワークの整備	

【目標数値】

評価指標	現状値	目標値 平成33年度
自ら働き、経済的に自活している高齢者の比率	87.6% (平成22年度)	88.0%

基本目標 4 様々な困難を抱える人々への支援

基本方針2 障がい者への支援

障がいのある男女それぞれの違いや、個人の置かれた状況に配慮しつつ、障がいのある人が社会の一員として日常生活を営むことができるよう社会生活力の向上と達成に向けた支援に取り組めます。

現状と課題

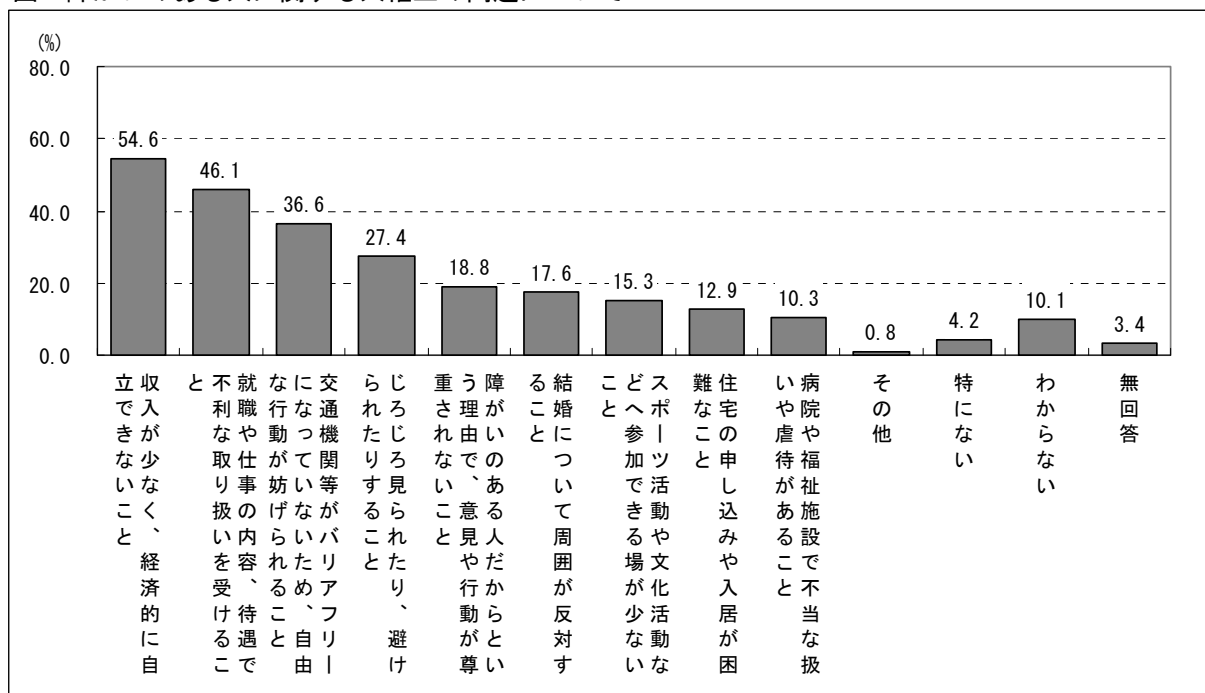
障がいのある人が地域で安心して暮らしていくためには、障がいのある人もない人も男女ともに支え合い、お互いに尊重しあえる地域社会を構築していくことが重要です。

あま市では、障がいのある人が地域で、安全、安心に暮らしていけるよう、社会生活力の向上に向けた支援を進めています。

市民意識調査では、障がいのある人に関する人権上の問題として、「収入が少なく、経済的に自立できないこと」が 54.6%と最も多くなっており、ついで「就職や仕事の内容、待遇で不利な取り扱いを受けること」が 46.1%、「交通機関等がバリアフリーになっていないため、自由な行動が妨げられること」が 36.6%となっています。

そのため、障がいのある男女それぞれのニーズへの対応に配慮しつつ、社会参加の促進や、就労を支援するためのサービスの利用を促進し、障がいのある人が地域で自立した生活を送り、自分らしい生き方ができるよう支援していく必要があります。また、保護者（家族）の介護負担が軽減されるよう多様なサービスの充実にも取り組む必要があります。

図：障がいのある人に関する人権上の問題について



資料：人権に関する市民意識調査（平成 22 年度）

【具体的施策】

施策	施策の内容	主な取り組み	担当課
①障がい者の人権に関する意識啓発	障がい者の人権について理解を深めるため、人権意識の普及・啓発を推進します。	広報、市ホームページ等による障がい者の人権に関する情報提供と意識啓発	人権推進課
②障がい者の社会生活力向上のための取り組み	障がい者が地域で安心して暮らせるように、介助者が様々な制度を活用しながら、仕事と介護・介助が両立できるように、情報提供と環境整備に努めます。	障がい者の社会参加を一層推進するための支援	社会福祉課
		外出に伴う支援や補装具等の給付	
		日中活動の場及び短期入所等サービスの提供	
		就労促進のための情報提供と相談支援	社会福祉課 生涯学習課
		スポーツ・レクリエーション・文化活動を行う場の提供	
③地域福祉推進のネットワークの構築	障がい者の虐待防止や権利擁護、地域移行・地域定着支援などといった地域福祉推進のためのネットワークの構築に向けた取り組みを行います。	障がい者に対する手当等制度の周知と継続	社会福祉課 保険医療課
		自立支援協議会の機能の充実	社会福祉課

基本目標 4 様々な困難を抱える人々への支援

基本方針3 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、親や子どもの実情に応じた多様で、きめ細かな支援を行います。

第3章

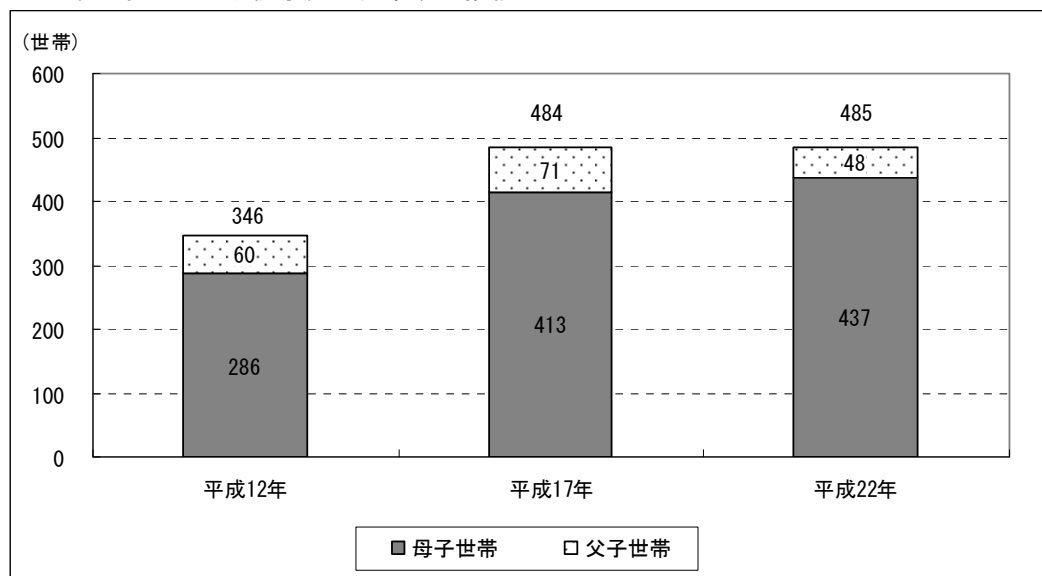
現状と課題

近年、離婚件数の増加などにより、ひとり親家庭、特に母子家庭が急増しています。ひとり親家庭では、仕事と子育ての両立など精神的にも身体的にも、さらには経済的にも、一般家庭よりも負担が大きくなっており、ひとり親家庭に対する日常生活への総合的な支援を積極的に進める必要があります。

あま市では、ひとり親家庭の生活の安定や自立を図るため、母子自立支援員による相談のほか、母子自立支援給付金や母子寡婦福祉資金の貸付事業などを行っています。

今後も、ひとり親家庭の生活の安定と質の向上を図るために、きめ細やかなサービスを提供していくとともに、ひとり親家庭の方が、自立した生活を営むことができるよう、就労支援や経済支援の充実に努めるほか、日常生活上困ったこと、悩みなどを抱えた時に気軽に相談できる体制を進める必要があります。

図：あま市のひとり親家庭の世帯数の推移



資料：国勢調査

【具体的施策】

施策	施策の内容	主な取り組み	担当課
①ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭の生活が安定するように、福祉制度を充実させ、様々な支援を行います。	母子自立支援員による就業相談	子育て支援課
		母子自立支援給付金の支給や母子寡婦福祉資金の貸付事業の実施	
		生活に関わるあらゆる相談にきめ細かに対応するための母子家庭相談の実施	
		児童扶養手当や遺児手当（県・市）の支給	
		女性の再就職のためのセミナー等の情報提供（再掲）	人権推進課
		医療費の自己負担額助成	保険医療課
		就学援助費の支給	学校教育課

【目標数値】

評価指標	現状値	目標値 平成 33 年度
母子家庭等就業相談回数	月 3 回 （平成 23 年度）	月 3 回 （継続）

基本目標 4 様々な困難を抱える人々への支援

基本方針4 外国人への支援

国際交流を通じて国際理解を深め、外国人が安心して地域で暮らせるように環境の整備を図ります。

第3章

現状と課題

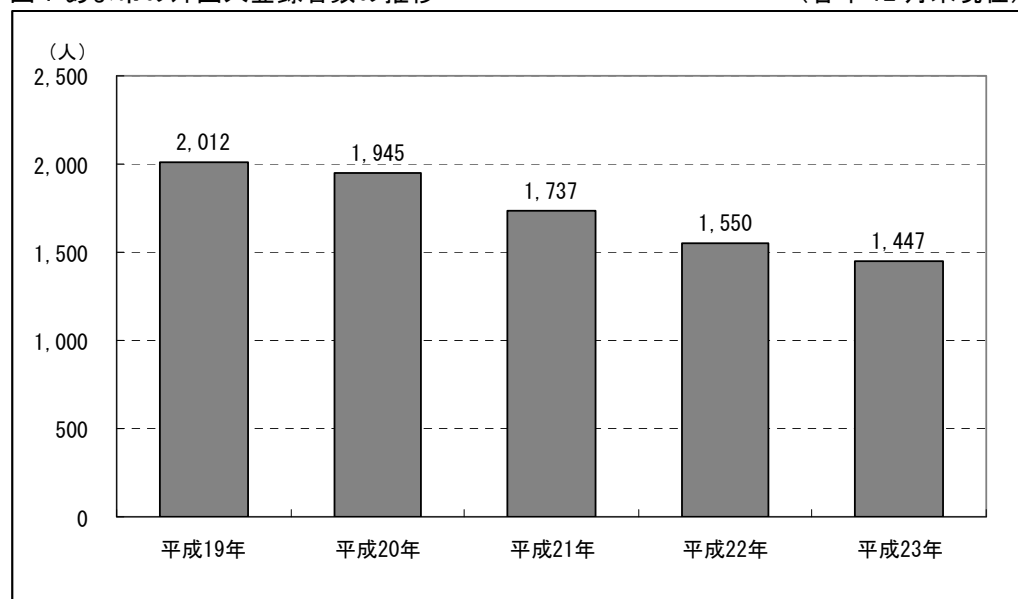
あま市では、平成23年12月31日現在、外国人登録者数は1,447名となっており、市内にはさまざまな国や地域の人が暮らしています。また、全国的には、国際結婚等により、外国人の親を持つ子どもも増える傾向にあります。

外国人女性に関しては、言葉や文化、価値観の違い、地域における孤立など外国人であることでの困難に加え、女性であることから、より多くの困難を抱えている場合があります。

市民意識調査によると、日本に居住している外国人に関する人権上の問題については、「地域社会での受け入れが十分でないこと」が34.2%と最も多く、地域における共生社会の形成が課題となっています。次いで「就職や仕事の内容、待遇で不利な取扱いを受けること」(29.5%)、「保健・医療、防災、教育などの生活に必要な情報が十分手に入れないこと」(29.1%)なども上位にあげられており、外国人への社会保障や情報提供も大きな課題となっています。

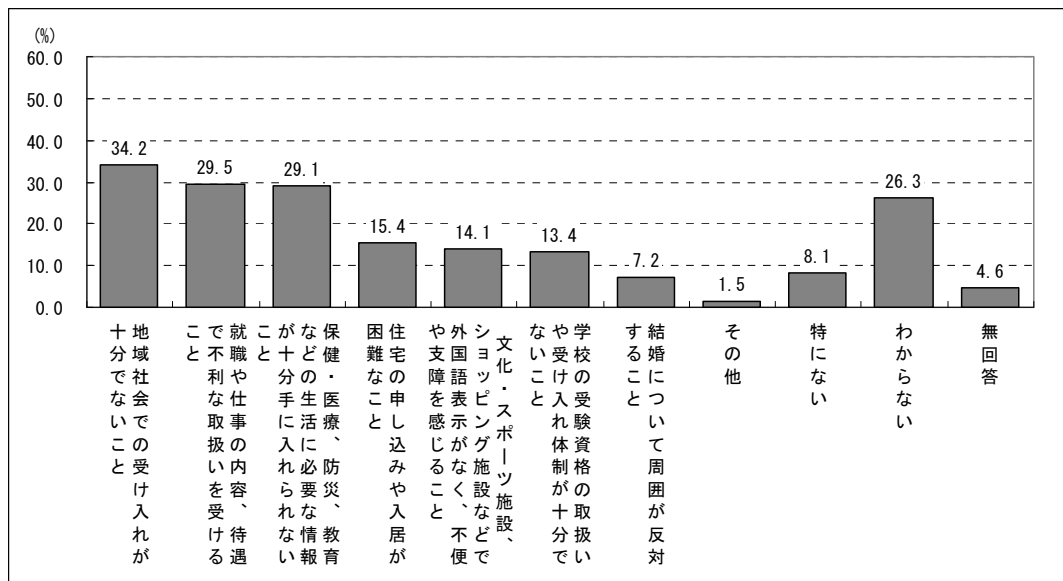
そのため、国籍を問わず、だれもが異なる文化、価値観を互いに認め合い、尊重し合える意識を育むとともに、外国人に対して多言語による生活情報等の提供や相談への対応に努めるなど、外国人が安心して暮らせるまちづくりを進めていくことが必要です。

図：あま市の外国人登録者数の推移 (各年12月末現在)



資料：愛知県内の市町村別外国人登録者数の状況（愛知県地域振興部）

図：日本に居住している外国人に関する人権上の問題について



資料：人権に関する市民意識調査（平成 22 年度）

【具体的施策】

施策	施策の内容	主な取り組み	担当課
①外国人が安心して暮らせるための環境づくり	市内に在住している外国人が言葉を気にせず安心して生活できるよう生活関係情報を入手しやすい環境づくりや相談体制を充実させます。	防災マップや生活便利帳など市の広報物を多言語に翻訳	企画政策課
		市ホームページにおける多言語表記の実施	
		相談時における関係情報の入手及び通訳の配置	
		市民団体による外国人を対象とする日本語教室の充実	
		市民団体との連携による国際交流事業の推進	
②外国人児童生徒の教育への配慮	外国人児童生徒に対して日本語の指導をはじめとする適切な支援を行います。	必要に応じた日本語指導とスクールサポーター※ ¹⁰ の配置	学校教育課
		スクールサポーターによる外国人児童生徒の教育支援の充実	

【目標数値】

評価指標	現状値	目標値 平成 33 年度
【市民意識の変化】 地域間交流や国際交流への取り組みが満足と思う割合	67.6% (平成 22 年度)	80.0%

※¹⁰ スクールサポーター：学校において、教職員の補助、特別支援教育の補助又は英語指導の補助をするための市雇用の非常勤職員。

基本目標 4 様々な困難を抱える人々への支援

基本方針5 相談業務の充実

様々な困難な状況を抱えている人を対象とする各種相談事業の周知に努め、市民が気軽に相談できる環境の整備と体制の充実を図ります。

第3章

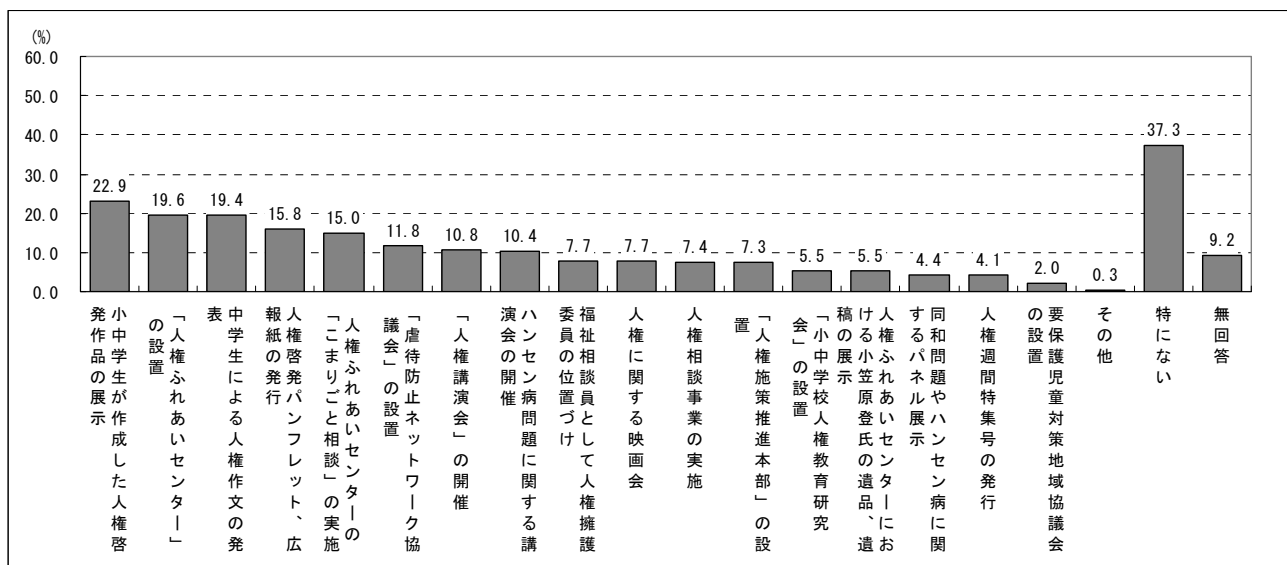
現状と課題

あま市では、女性や子どもに関する相談をはじめ、障がいのある人や高齢者の権利擁護に関する相談、外国人の生活相談など、様々な困難を抱える人への支援として相談事業を実施しています。さらに、相談員の資質の向上と相談関係機関との連携を図るなど、相談窓口の充実に努めています。

しかし、市民意識調査によると、人権問題に関する施策の認知状況については、「人権相談事業の実施」は7.4%と、認知度はかなり低い状況にあります。

そのため、今後は、相談窓口をより多くの市民に知ってもらい、気軽に相談することができるようPRする必要があります。また、相談関係機関との連携を図り、相談内容に応じて、速やかに適切な支援に結びつけることができるよう、総合的な相談支援体制を構築する必要があります。

図：人権問題に関する施策の認知状況



資料：人権に関する市民意識調査（平成 22 年度）

【具体的施策】

施策	施策の内容	主な取り組み	担当課
①相談体制の充実	女性や子どもに関する人権問題をはじめ、障がい者、外国人、同和問題等人権に関わる様々な問題に対応するため、人権擁護委員等による身近な相談窓口や専門家による相談窓口を開設しています。	広報、市ホームページ等を利用しての相談開催日の周知	関係各課
		相談関係機関との連携強化	

【目標数値】

評価指標	現状値	目標値 平成33年度
【市民意識の変化】 人権相談事業の実施を知っている人の割合	7.4% (平成22年度)	17.0%



基本目標 5 生涯を通じた健康支援

基本方針1 心とからだの健康づくりへの支援

男女が互いの性差を十分理解し生涯を通じて心身ともに健康に過ごせるよう、それぞれ特有の病気や健康状態に関する情報提供や意識の啓発を行います。

第3章

基本目標 1

基本目標 2

基本目標 3

基本目標 4

基本目標 5

基本目標 6

現状と課題

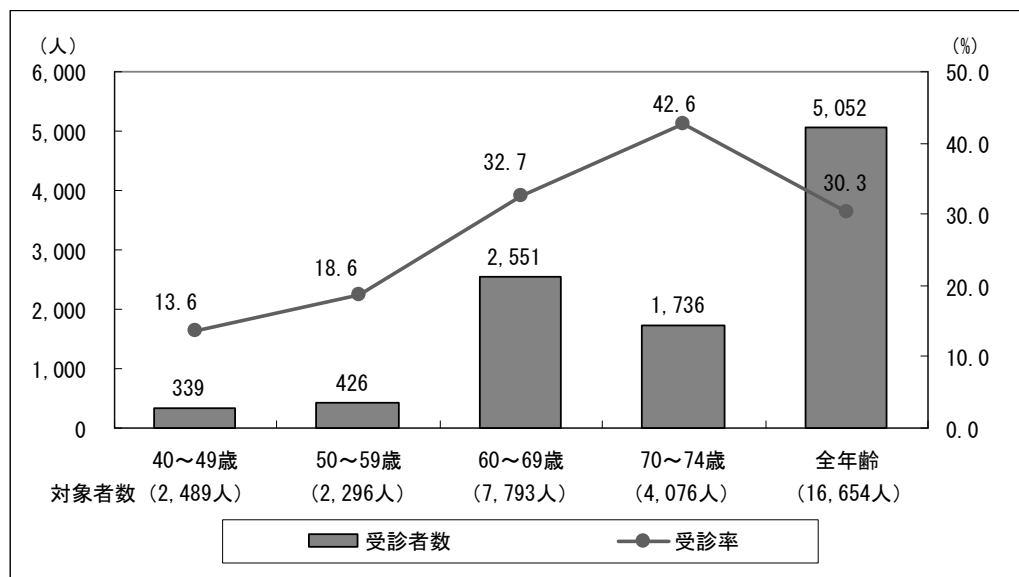
男女が互いに個性と能力を発揮し、社会に参画するためには、心身ともに健康であることが欠かせません。特に女性については、妊娠・出産をする可能性があるなど、男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があると、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等、生涯を通じた健康の管理・保持増進に努めていくことが重要です。

また、健康で充実した毎日を送るためには、性別や年齢に関わらず、すべての人がスポーツ活動に取り組む環境づくりも重要となります。

あま市では、市民のライフステージに応じた様々な健康診査や健康相談、スポーツなどの事業を実施しており、市民一人ひとりの健康に関する自己管理を推進しています。

今後は、男女がお互いの性差を理解し、生涯を通じて心身ともに健康に過ごすことができるよう健康に関する様々な情報提供や場の提供を通じて、普及・啓発活動に取り組む必要があります。

図：あま市の特定健康診査^{※11}の年齢別受診者数と受診率（平成 22 年度）



資料：保険医療課

※11 特定健康診査：国のメタボリックシンドローム対策の柱として、平成 20 年 4 月より導入された新しい健康診断のことで、糖尿病や高脂血症、高尿酸血症などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的としている。

【具体的施策】

施策	施策の内容	主な取り組み	担当課
①健康増進事業の推進	市民が自らの健康について自覚を深め、継続的で主体的に生涯を通じての健康づくりに取り組めるよう支援します。	各種健康診査の実施	健康推進課
		健康教室の開催	
		健康相談の実施	
		がん予防に関する生活習慣病のための知識の普及	
②地域スポーツの推進	スポーツを通じた健康づくりを進めるため、地域で気軽にスポーツに親しむための取り組みを行います。	気軽に参加できるスポーツイベントの開催	生涯学習課
		ニュースポーツの普及啓発	

【目標数値】

評価指標	現状値	目標値 平成 33 年度
特定健康診査受診率	30.3% (平成 22 年度)	65.0%



基本方針2 妊娠から出産までの母子保健事業の充実

安心して健やかな子どもを産み、育てることができるように、母子保健事業を充実します。
また、若年層における妊娠、中絶、HIV／エイズ等、性に関わる問題にも対応できるよう取り組みを進めます。

現状と課題

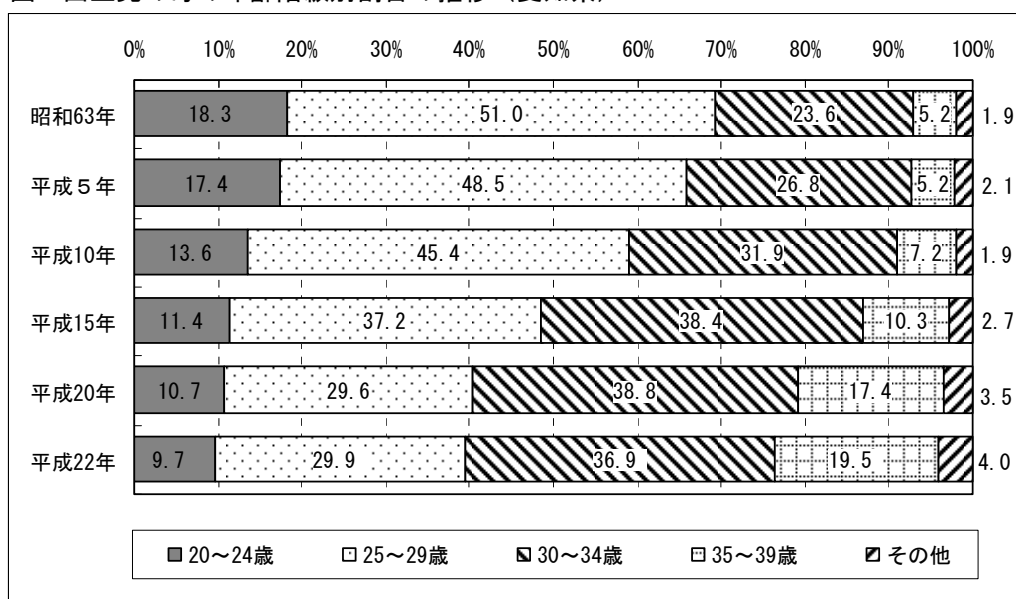
妊娠・出産は女性にとって心身ともに大きな変化があり、子どもを健やかに育てていくためには、母体の健康は欠かせないものです。

近年の晩婚化の傾向により、女性の出産年齢は上昇傾向にあり、愛知県のデータによると昭和63年においては25～29歳が約5割を占め最も多くなっているのに対し、平成22年ではこの年齢層における出産割合は29.9%まで下がっています。その一方で、30～34歳、35～39歳までの間に産する女性の割合は増加しており、出産の高齢化が進んでいることがうかがえます。

今後は、母体の健康管理や胎児の安全確保と同時に、不妊治療への支援を図ることへのニーズも高まっていることから、不妊治療に対する情報提供や相談体制を整備する必要もあります。

また、思春期は、一生のうちでも身体面の発達や変化が著しい時期であると同時に、心身のバランスが不安定になり、心に問題を抱える子どもは増加傾向にあります。さらに、身体の発達とともに、性の早熟化の傾向が進んでおり、早い時期からの思春期保健対策が課題となっています。そのため、若年層におけるHIV／エイズ^{※12}等の性感染症や予期せぬ妊娠などの防止のため、子どもたちへの正しい知識の提供が重要になります。

図：出生児の母の年齢階級別割合の推移（愛知県）



資料：県健康福祉部「愛知県衛生年報」

※12 HIV／エイズ：正式名は「後天性免疫不全症候群」で、「HIV」とも呼ばれている。エイズは「ヒト免疫不全ウイルス」感染によって引き起こされ、極めて重篤な全身性免疫不全を招く難治性の感染症のこと。

【具体的施策】

施策	施策の内容	主な取り組み	担当課
①妊娠・出産等に関する健康支援	妊娠中から健やかな子どもを産むことができるよう妊婦健診をはじめとした支援体制を充実させます。	妊婦健康診査費用の助成	健康推進課
		妊娠中の不安の軽減、出産後の育児に関する悩みの軽減、虐待の予防を目的としたこんにちは赤ちゃん家庭訪問の実施（再掲）	
		妊婦とその夫を対象としたマタニティ教室の開催	
		一般不妊治療費の助成	
②学校等との連携による思春期保健の推進	学校等との連携を図り、男女がお互いの性と健康について理解し、尊重しあうことができるよう情報提供を図ります。	発達段階に応じた適切な性教育やH I V／エイズ等の教育の推進	学校教育課 健康推進課 人権推進課

【目標数値】

評価指標		現状値	目標値 平成 33 年度
マタニティ教室の参加率	妊婦	30.0% (平成 23 年度)	50.0%
	夫	7.0% (平成 23 年度)	15.0%

基本方針3 女性特有のがんに対する周知

女性特有のがんに対する適切な知識や検診の必要性について情報提供・普及啓発を図ります。

第3章

基本目標 1

基本目標 2

基本目標 3

基本目標 4

基本目標 5

基本目標 6

現状と課題

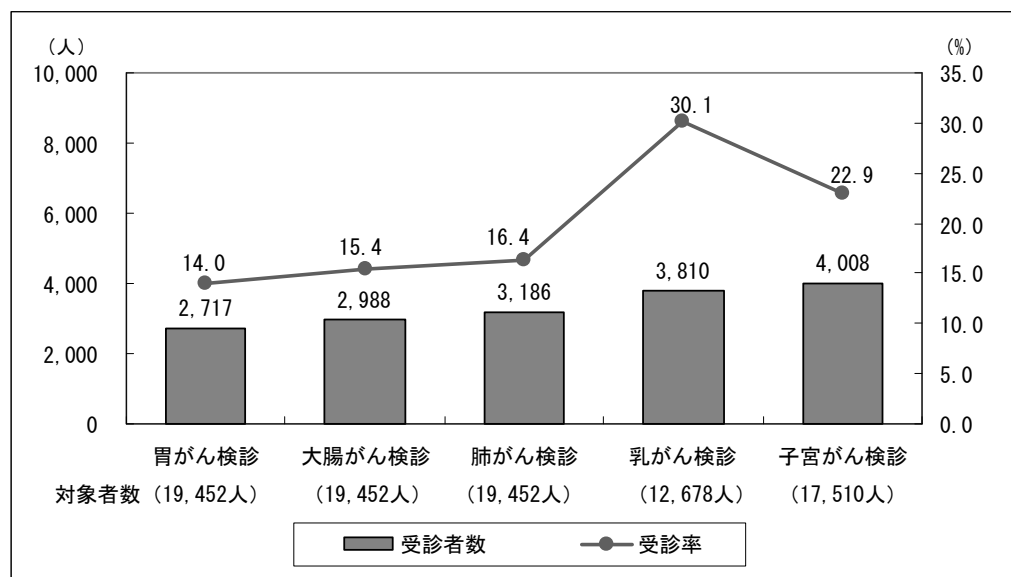
女性の生涯を通しての健康支援にあたっては、男性も含めてその社会的な重要性を認識し深めることが重要です。そのためには正しい知識や情報を得ることが必要不可欠となります。

近年、子宮がんや乳がんに罹患する若い女性が急増しており、毎年多くの女性が亡くなっています。子宮がんや乳がんは、壮年期に最も多いのが特徴であり、子宮がんは20代、乳がんは30代から急激に増加しはじめます。

あま市では、がんの早期発見を図るとともに、正しい健康意識の普及、健康の保持及び増進を目的として女性特有のがん検診を実施しています。平成22年度の受診率は、子宮がん検診が22.9%、乳がん検診が30.1%となっており、この数値は乳がん検診については国（21.2%）に比べて高くなっているものの、子宮がん検診については国（24.3%）をやや下回っています。

がん対策は早期発見・早期治療が最も有効な手段であることから、子宮がんや乳がんの早期発見・早期治療につなげるため、市民に検診の重要性を周知し、受診勧奨に努め、受診率向上を目指していく必要があります。

図：あま市のがん検診受診者数及び受診率（平成22年度）



資料：健康推進課

【具体的施策】

施策	施策の内容	主な取り組み	担当課
①女性の生涯にわたる健康づくりへの支援	女性に特有のがんである子宮がんや乳がんの早期発見・早期治療につなげるため、子宮がん・乳がんに関する適切な知識やがん検診の受診の必要性について、情報提供、普及啓発に努め、検診の受診率向上をめざします。	節目対象者における子宮がん、乳がんの無料検診の実施	健康推進課
		女性のライフステージに応じた健康に関する情報提供	

【目標数値】

評価指標	現状値	目標値 平成33年度
子宮がん検診受診率	22.9% (平成22年度)	50.0%
乳がん検診受診率	30.1% (平成22年度)	50.0%



基本目標 6 暴力の根絶のための基盤づくり

[あま市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(あま市DV防止基本計画)]

基本方針1 暴力の根絶に向けた意識啓発

配偶者等からの暴力(DV)やセクシュアル・ハラスメント等、人権を侵害する暴力を未然に防止するため、このような暴力は絶対に許さないという意識づくりを推進します。

現状と課題

全国的には、DVに関する痛ましい事件が増えています。そして、DVの被害者の多くは女性であり、その背景には男女の不平等な関係や経済力の格差などが存在しています。

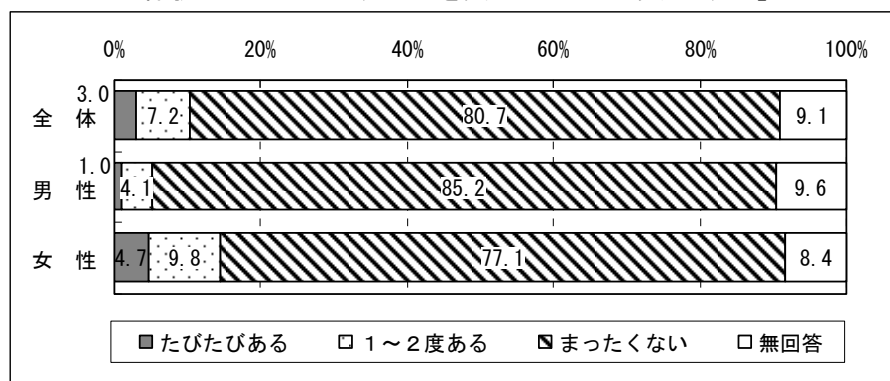
DVは重大な人権侵害であり、男女共同参画の実現を図る上で克服すべき重要な課題です。

市民意識調査によると、DVの体験については、「たびたびある」が3.0%、「1～2度ある」が7.2%となっており、これらを合わせると、約1割(10.2%)がDVを受けた経験があります。また、性別でみると、男性に比べ女性でDVを受けた経験が多いことがわかります。

DVは身近にある重大な人権侵害であることの理解を進めるために、今後は、女性の人権尊重のための意識啓発を推進する必要があります。また、被害者への適切な支援体制の確立に努める必要があります。

一方、セクシュアル・ハラスメントは、個人の尊厳を傷つける社会的に許されない行為であり、重大な人権侵害です。したがって、今後は、セクシュアル・ハラスメントの防止についても市民の認識を高めるため、情報提供や意識啓発を行う必要があります。

図：DVの体験「これまでに、DVを受けたことがありますか」



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成22年度）

【具体的施策】

施策	施策の内容	主な取り組み	担当課
①暴力防止に関する啓発・情報提供の推進	男女間のあらゆる暴力を許さない社会をつくっていくための啓発と情報提供を推進します。	啓発パンフレットの作成	子育て支援課 人権推進課 産業振興課
		DVやセクシュアル・ハラスメントなど女性に対する暴力の根絶に向けた広報、市ホームページ等による啓発と情報提供	

【目標数値】

評価指標	現状値	目標値 平成 33 年度
【市民意識の変化】 「これまでに、DVを受けたことがない」と答えた人の割合	80.7% (平成 22 年度)	80.7% (維持)

女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク



夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

内閣府男女共同参画局は、これら女性に対する暴力の問題に対する社会における認識を更に深めてもらうため、「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」を制定しました。

シンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。

基本目標 6 暴力の根絶のための基盤づくり

基本方針2 犯罪防止に配慮した環境整備

男女共同参画の視点から地域の点検を行い、犯罪を未然に防止し、犯罪被害にあわないための環境づくりの取り組みを地域全体で行います。

第3章

基本目標
1

基本目標
2

基本目標
3

基本目標
4

基本目標
5

基本目標
6

現状と課題

近年、社会構造の変化に伴い犯罪の多様化、巧妙な手口による犯罪被害が問題となっています。また、都市化や核家族化の進行、生活様式や価値観の多様化などにより、地域における連帯意識が薄れ、地域社会の犯罪抑止機能の低下が懸念されています。

あま市における1年間あたりの犯罪発生件数は平成23年で1,461件となっており、平成22年に比べて258件増加しています。また、あま市不審者情報配信メールの件数は、平成22年3月から平成23年12月までに38件となっており、不審者やわいせつ等、主に女性や子どもを狙った犯罪が未遂に終わったと思われる情報も多数寄せられています。

犯罪を未然に防止するためには市民一人ひとりが防犯意識を高めるとともに、地域が連携して犯罪が発生しにくい環境づくりを進める必要があります。

表：あま市の刑法犯認知件数の罪種別割合

	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他の 刑法犯	合計
平成22年件数 (割合)	5 (0.4%)	42 (3.5%)	937 (77.9%)	35 (2.9%)	8 (0.7%)	176 (14.6%)	1,203 (100.0%)
平成23年件数 (割合)	6 (0.4%)	30 (2.1%)	1,091 (74.7%)	22 (1.5%)	6 (0.4%)	306 (20.9%)	1,461 (100.0%)

資料：安全安心課

表：あま市不審者情報配信メール種類別件数

(平成22年3月22日～平成23年12月31日)

	不審者	わいせつ	振り込め詐欺	強盗	その他	合計
配信件数	23	4	4	3	4	38

資料：安全安心課

【具体的施策】

施策	施策の内容	主な取り組み	担当課
①地域における防犯対策の推進	市と市民が連携して犯罪被害にあわないための活動や犯罪を抑止する環境整備の充実に努め、犯罪を起こさせない地域づくりを進めます。また、防犯意識を高めるための活動を推進します。	おはこんあいさつ運動の推進（再掲）	安全安心課
		防犯啓発プレートの配布	
		自転車防犯パトロールの推進	
		地域防犯灯の設置支援	
		広報、市ホームページ、街頭啓発等による情報提供や啓発活動	

【目標数値】

評価指標	現状値	目標値 平成33年度
あま市における1年間あたりの犯罪発生件数	1,461件 (平成23年中)	1,000件以下



基本目標 6 暴力の根絶のための基盤づくり

基本方針3 被害者の実情に応じた切れ目のない支援体制の充実

虐待に関する相談窓口を広く周知し、被害の早期発見に努めるとともに関係機関との連携を充実し、被害者の実情に応じた切れ目のない支援を行います。

第3章

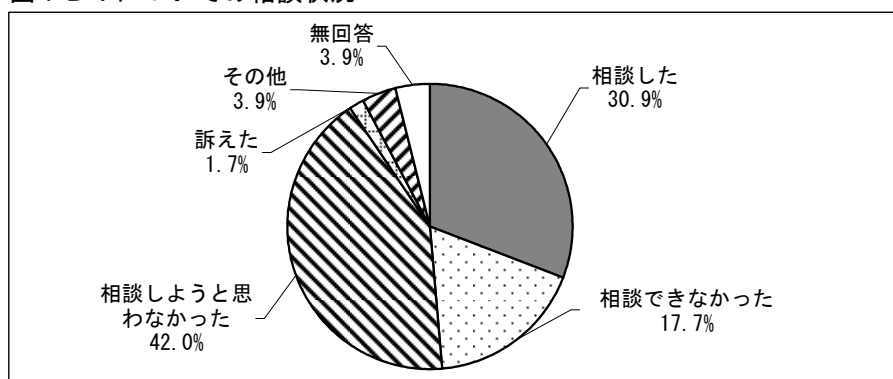
現状と課題

DV や子ども等の虐待の対応には、発見、相談から一時保護や、自立生活の支援などの様々な支援が必要で、関係する機関が情報を共有し、連携して取り組む必要があります。

あま市では、DV については、虐待等防止ネットワーク協議会を、子ども等の虐待については、要保護児童対策地域協議会を設置し、定期的に関係機関との連携及び調整、情報の共有を図っています。

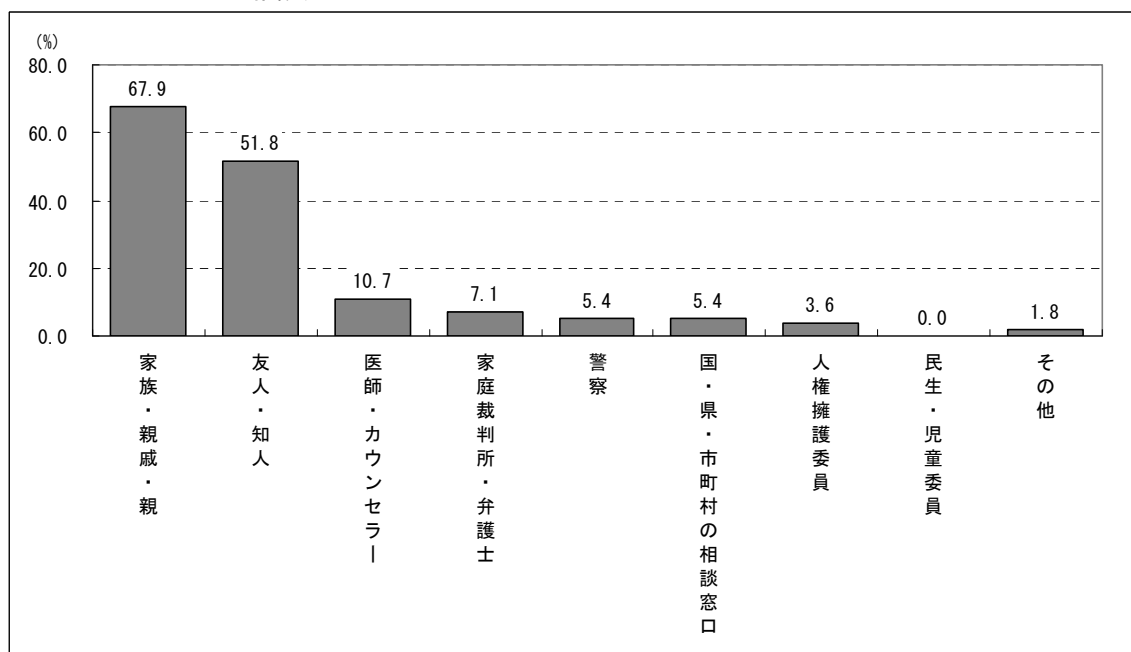
市民意識調査によると、DV の体験がある人のうち、「相談した」人は 30.9%となっており、その相談先は、「家族・親戚・親」「友人・知人」など身近な人に相談している人が多いことがわかります。一方、「相談できなかった」「相談しようと思わなかった」人は 59.7%にのぼり、その理由としては、「相談するほどのことでもなかったから」（37.0%）、「相談しても無駄と思ったから」（33.3%）、「自分にも悪いところがあったと思っているから」（26.9%）などの理由が多くなっています。しかし、相談しなかった DV 被害者の約 1 割（8.3%）の人が「誰（どこ）に相談してよいかわからなかったから」と回答していることから、今後は、相談機関を広く周知し、被害の早期発見、早期対応を進めていく必要があります。

図：DV についての相談状況



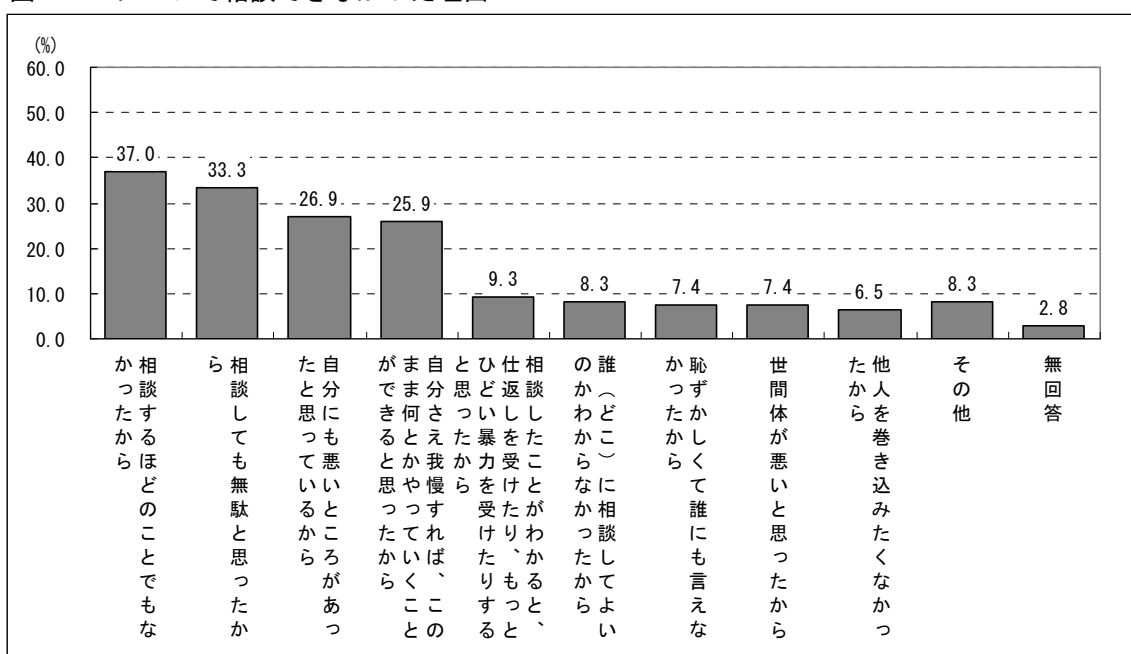
資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成 22 年度）

図：DVについての相談先



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成 22 年度）

図：DVについて相談できなかった理由



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成 22 年度）

表：あま市における女性相談、一時保護件数

	面談相談	電話相談	一時保護
平成 22 年度	19	4	1
平成 23 年度	7	7	1

資料：子育て支援課

【具体的事業】

施策	施策の内容	主な取り組み	担当課
①相談・支援体制の充実と周知	女性相談員を中心に、被害者の相談・一時保護・自立支援を行うとともに、相談員の資質向上を図るなど、相談体制の充実に努めます。また各種窓口の周知を図ります。	DV被害者の安全確保と一時保護の実施	子育て支援課 人権推進課 その他関係課
		窓口のワンストップ化の推進	
		市役所での手続き支援	
		住民基本台帳の閲覧等に関する取扱いの周知徹底	
		相談員の資質向上	
②関係機関との連携強化	各機関とのネットワークを構築・強化し、情報の共有化を行い、被害者の安全確保や精神的負担の軽減に努め、自立して生活するための支援体制の整備を図ります。	あま市虐待等防止ネットワーク協議会によるDV被害者支援体制の充実	高齢福祉課 社会福祉課 子育て支援課 健康推進課 学校教育課 人権推進課
		女性相談担当者会議による情報共有	

【目標数値】

評価指標	現状値	目標値 平成 33 年度
【市民意識の変化】DV被害者の相談できなかった理由として「誰（どこ）に相談してよいのかわからなかったから」と回答した人の割合	8.3% (平成 22 年度)	0.0%



第4章 計画の推進



1 計画の推進体制

（１）庁内における計画推進体制の整備

男女共同参画を進める上で、行政の果たす役割は大きく、施策は様々な分野にわたるため、市全体において、男女共同参画の視点に立った事業実施が必要です。また、職員一人ひとりが男女共同参画についての理解を深め、共通認識を持つことが大切なことから、職員研修を行い、「あま市人権施策推進本部」を中心に関係部局と連絡調整を図りながら整合性をもって各施策を効果的に取り組みます。

（２）市（行政）、市民、事業者等との連携

男女共同参画を推進していくためには、市民一人ひとりが自分自身のこととして理解し、主体的に考えていくことが重要です。市（行政）、市民、事業者等の役割を明確にし、男女共同参画社会の実現に向けて連携を図ります。

（３）計画推進のための進捗管理と評価

男女共同参画社会の実現のためには、広範囲にわたる取り組みを継続的に実施する必要があります。そのために男女共同参画に対する市民意識調査を定期的（５年をめど）に実施し、様々な取り組みに市民の意識を反映し、その浸透度や施策の効果を検証します。また、「あま市男女共同参画審議会」において計画の検討・見直しを行います。さらに、計画を着実に進行するために、計画の推進状況を把握し、公表します。

2 目標数値

評価指標		現状値	目標値 平成 33 年度
基本目標 1 男女共同参画の理解の促進			
男女共同参画講演会の参加者数		—	600 人
【市民意識の変化】「男は仕事、女は家庭」という考え方について「そう思わない」人の割合		43.3% (平成 22 年度)	53.0%
【市民意識の変化】日常的な仕事をしない男性の割合	食事のしたく	48.3% (平成 22 年度)	38.0%
	子どもの世話	13.5% (平成 22 年度)	10.0%
こんにちは赤ちゃん訪問事業割合		70.0% (平成 23 年度)	100.0%
【市民意識の変化】「自分の周りで子どもを虐待しているのではないか」と思ったことがある人の割合		9.2% (平成 22 年度)	0.0%
基本目標 2 男女平等意識を育てる教育・学習の充実			
幼児期家庭教育講座の定員に対する参加者率		70.0% (平成 23 年度)	80.0%
【市民意識の変化】家庭生活において「男女の地位が平等である」と思う人の割合		31.6% (平成 22 年度)	41.0%
人権教育講演会の参加者数		600 人 (平成 23 年度)	800 人
【市民意識の変化】学校教育の場において「男女の地位が平等である」と思う人の割合		61.4% (平成 22 年度)	71.0%
【市民意識の変化】地域社会において「男女の地位が平等である」と思う人の割合		32.4% (平成 22 年度)	42.0%
基本目標 3 あらゆる分野での男女共同参画の推進			
審議会、委員会への女性登用率		22.4% (平成 24 年度)	30.0%
一般行政職の女性管理職比率		14.5% (平成 24 年度)	20.0%
あま市女性消防クラブ員数		25 人 (平成 23 年度)	100 人
【市民意識の変化】女性の人権上の問題として「職場における差別待遇」と思う人の割合		46.0% (平成 22 年度)	36.0%
【市民意識の変化】女性の人権上の問題として「結婚・出産などにより女性が仕事を続けにくい社会環境」と思う人の割合		56.1% (平成 22 年度)	46.0%
1 歳未満の低年齢児保育が実施可能な保育園数		11 施設 (平成 23 年度)	13 施設
延長保育実施保育園数		12 施設 (平成 23 年度)	12 施設 (継続)
保育所入所待機児童数		0 人 (平成 23 年度)	0 人 (維持)
介護予防教室の開催数（一次予防事業） (介護予防事業（地域支援事業）の実施状況に関する調査)		186 回 (平成 23 年度)	300 回
介護予防教室の参加者数（一次予防事業） (介護予防事業（地域支援事業）の実施状況に関する調査)		1,974 人 (平成 23 年度)	3,000 人

評価指標			現状値	目標値 平成 33 年度
基本目標 4 様々な困難を抱える人々への支援				
	自ら働き、経済的に自活している高齢者の比率 (あま市総合計画)		87.6% (平成 22 年度)	88.0%
	母子家庭等就業相談回数		月 3 回 (平成 23 年度)	月 3 回 (継続)
	【市民意識の変化】地域間交流や国際交流への取り組みが満足と思う割合 (あま市総合計画)		67.6% (平成 22 年度)	80.0%
	【市民意識の変化】人権相談事業の実施を知っている人の割合		7.4% (平成 22 年度)	17.0%
基本目標 5 生涯を通じた健康支援				
	特定健康診査受診率		30.3% (平成 22 年度)	65.0%
	マタニティ教室の参加率	妊婦	30.0% (平成 23 年度)	50.0%
		夫	7.0% (平成 23 年度)	15.0%
	子宮がん検診受診率		22.9% (平成 22 年度)	50.0%
	乳がん検診受診率		30.1% (平成 22 年度)	50.0%
基本目標 6 暴力の根絶のための基盤づくり				
	【市民意識の変化】「これまでに、DVを受けたことがない」と答えた人の割合		80.7% (平成 22 年度)	80.7% (維持)
	あま市における 1 年間あたりの犯罪発生件数		1,461 件 (平成 23 年中)	1,000 件以下
	【市民意識の変化】DV被害者の相談できなかった理由として「誰(どこ)に相談してよいのかわからなかったから」と回答した人の割合		8.3% (平成 22 年度)	0.0%



資料編

策定の経緯

日時	内容
平成 23 年 1 月 6 日～ 1 月 25 日	市民意識調査実施
平成 23 年 6 月 16 日	第 1 回あま市男女共同参画推進懇話会 ・ 市長より審議会へ諮問 ・ 懇話会の今後のスケジュールについて ・ あま市男女共同参画推進条例の制定及び推進プランの策定に向けて
平成 23 年 7 月 20 日	第 2 回あま市男女共同参画推進懇話会 ・ 男女共同参画社会基本法について ・ 他市の男女共同参画推進条例について ・ あま市男女共同参画推進条例案について
平成 23 年 8 月 17 日	第 3 回あま市男女共同参画推進懇話会 ・ 意識調査からみるあま市男女共同参画推進条例（素案） ・ パブリックコメント募集要領（案）について
平成 23 年 8 月～10 月	あま市の男女共同参画を考えるワークショップの開催
平成 23 年 9 月 1 日～ 9 月 30 日	庁内事業調査実施
平成 23 年 11 月 8 日	第 4 回あま市男女共同参画推進懇話会 ・ 提言（案）について ・ 条例素案について ・ パブリックコメントの実施について
平成 23 年 11 月 21 日～ 12 月 20 日	パブリックコメントの実施
平成 24 年 1 月 25 日	懇話会から市長へ答申
平成 24 年 2 月 6 日	庁内会議
平成 24 年 3 月 23 日	あま市男女共同参画推進条例制定
平成 24 年 4 月 23 日	第 1 回あま市男女共同参画審議会 ・ 市長より審議会へ諮問 ・ 審議会の今後のスケジュールについて ・ あま市男女共同参画推進プラン骨子案について
平成 24 年 5 月 16 日～ 5 月 17 日	庁内ヒアリング実施
平成 24 年 6 月 14 日	第 2 回あま市男女共同参画審議会 ・ 計画の名称と基本理念について ・ 計画の基本目標に対する現状と課題、具体的事業と数値目標について
平成 24 年 7 月 6 日	庁内会議
平成 24 年 7 月 13 日	第 3 回あま市男女共同参画審議会 ・ 基本理念について ・ あま市男女共同参画プラン素案について ・ パブリックコメントの実施について
平成 24 年 7 月 23 日～ 8 月 21 日	パブリックコメントの実施

日時	内容
平成 24 年 9 月 5 日	第 4 回あま市男女共同参画審議会 ・パブリックコメントの結果と対応について ・あま市男女共同参画推進プラン案について
平成 24 年 9 月 5 日	審議会から市長へ答申
平成 24 年 9 月 6 日	庁内会議
平成 24 年 10 月	あま市男女共同参画プラン策定

あま市男女共同参画を考えるワークショップ

●参加者

21～27 人（一般公募市民、市職員）

●開催日とテーマ

開催日	テーマ
平成 23 年 第 1 回 8 月 23 日（火）	◆男女共同参画社会とは？ ◆男女共同参画の課題について考えよう！
第 2 回 9 月 7 日（水）	◆男女共同参画社会の実現した姿をイメージしよう！
第 3 回 9 月 20 日（火）	◆男女共同参画社会の実現に向けて課題の解決策を考えよう！ ◆条例案について意見交換しよう
第 4 回 10 月 6 日（木）	◆男女共同参画社会の実現に向けて課題の解決策を考えよう！ ◆取り組みの優先順位を考えよう
第 5 回 10 月 18 日（火）	◆あま市の男女共同参画社会実現の“目標像”（キャッチフレーズ）を考えよう！ ◆みんなで意見を共有し、意見交換しよう

●ワークショップで出された主な意見

【第1回テーマ】男女共同参画の課題について考えよう！

家庭
・家の中で、まず自分のことは自分です。互いに協力しあえる体制を作りたい（家事の分担）。 ・できる限り相手の立場で考え、行動する（家庭内で）。 ・家庭・子育ては女性の仕事、仕事は男性の役割となっている。年代でも異なるが。 ・介護は女性がしなくてはならないのか。
学校
・男子が先の名簿。 ・児童会で男は会長、女は副会長という固定概念がまだある。 ・PTA会長は男性でなくてはならないのか。
地域
・男性が代表。女性が実質的にとりまわしている。 ・身近な地域の役員に女性を率先して入れたらどうか。 ・乳児など子育て中の親が気軽に利用できる場、制度の拡充をする（職場、地域に）。
社会
・社会全体ではまだまだ男社会であると思う。 ・社会全体として男性を優位とする扱い。管理職への登用に差がある。 ・家事・子育てと仕事の両立が難しい。職場の理解。 ・男性は育休をとってはいけないのか。 ・仕事を続けたくても子どもを預かってもらえないところがない。核家族、保育園。

【第2回テーマ】男女共同参画社会の実現した姿をイメージしよう！

家庭
・家族で話し合い、納得、合意できる。助け合う。 ・家事はお互いがこなせるようにして、固定観念にとらわれなくて、できる時にできる方がする。 ・男の子だから、女の子だからという子育てはしない。 ・社会では女性が働きやすくするためには保育園等の充実が必要であると思う。
学校
・男女が常に共同で学習参加できる形態の学校。 ・男女での教育格差をなくすこと。大学の進学率など。 ・男女共同参画についての授業が行われる。
地域
・男性がいつでも進んで参加できる地域活動の実施。 ・役員は男女のバランスを考えて双方の意見が出るように配慮する。 ・ルールを作って若い世代が参加できるようにする。
社会
・男性、女性の違いを生かしお互いにフォローできる社会。 ・男女問わず能力が発揮できる職場（管理職）。 ・仕事と家庭を両立できる企業・職場環境が整備される。 ・女性が妊娠しても会社を辞めなくていい企業が増える。 ・企業の中に託児所を設ける。

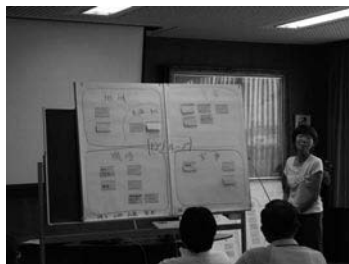
【第3・4回テーマ】男女共同参画社会の実現に向けて課題の解決策を考えよう！

家庭
・家庭でお互いのことを思いやり、理解する気持ちを持つよう心がける。 ・家事・育児を分担して行う。 ・共働きの家庭は特に夫の協力が必要なので積極的に助け合うこと。 ・男性の育児休業を会社として取りやすい環境をつくる。 ・男性の料理教室等の啓発事業。 ・食卓をみんなで囲む（会話）。
学校
・男女平等、男女共同参画社会の教育・学習の徹底、充実。 ・毎日の生活の上で自然に子どもに男女共同参画ができるとよい。 ・学校の名簿にはこだわらない。それより男女関係なく個性を尊重し、役割分担をする。 ・子どもの頃から相手を思いやる気持ちを育てる。 ・職場体験、インターン学習などの体験学習の充実で男女が個性、能力を発揮、協力することの大切さを知らせる。
地域
・男女かかわらず地域の行事に参加する。 ・地域では自分がその地域の一員であるということを実感できる取り組みが必要。 ・震災で絆ができたと言われるような例もあるから、まずは隣りとの関係。 ・役員で会長が男性ならば副は女性にするとか、男女混合になるようにする。 ・女性も率先して役員を行うよう意識を変える（男性も含む）。 ・地区のイベント等に男性も多く参加する。特にサラリーマン。
社会
・男女の賃金、昇給、採用に関する格差等の是正に努め、男女が共に働きがいのある職場にする。 ・職場で話し合う時間を設ける。 ・社会的平等を保つためには女性の管理職を増やすとともに女性の意識改革が必要。 ・女性が仕事に復帰できる環境。 ・女性企業家を多く育てる。 ・周りを気にせず、必要である時には休暇を取る。または職場でそういう環境を作る。 ・保育の充実（長時間、病児）。 ・職場に保育施設があるとよい。 ・働いていない人の子どもの病気等の保育（急な場合）。
行政
・「男女共同参画社会」という言葉をもっと広めること。 ・市の広報誌を通して、男女共同参画の主旨を定期的に広報していく。 ・講演会、講習会を開く。役所内での啓発。もっと知ってほしい。あとは個人だけど。 ・男女共同参画センター、女性センターを整備し、男女共同参画社会の実現にリスクとなる課題の解決を図る。 ・男女共同参画を阻害する事例の総合的な相談窓口を設置する。 ・保育所の充実（民営含む）。仕事がしやすいように。 ・職場の近くの保育園に子どもを預けることができるように。 ・男性の料理教室、子育て教室を頻繁に開催し、楽しみにする。 ・介護について安価な費用で色々なサービスが受けられるようにする。

【第5回テーマ】あま市の男女共同参画社会実現の“目標像”（キャッチフレーズ）を考えよう！

- ・輝け！自分らしさ！認めあい、支えあい、みんなで拓こうあま市の未来！
- ・自分らしさ、性別にとらわれず個性と能力を発揮する。
- ・みんなで拓こう あま市の未来！ 理想を実現するためにみんなで築いていく未来
- ・共に創ろう 思いやり 互いに尊重し合う 男女共同参画のまち あま市
- ・共に創ろう 思いやり 助け合い 男女がともに輝くまち あま市
- ・相手を尊重し助け合いながら思いやりの心と心を楽しくつなぐ人の輪
- ・男女皆で思いやりに満ち明るいまちづくりをめざす
- ・お互いを理解し思いやりの心が満ちあふれたまち
- ・個性を認め思いやる心を持ち人と人とが支え合う家族のようなまち（あま市）
- ・男女皆、思いやりの心を育み自然に助けあうまち
- ・おたがいを認め合う 絆のまち あま市
- ・認めあい 発揮できる個の力 心豊かなまちづくり ～あま～

●ワークショップの様子



市民意識調査概要

【調査目的】

今後の人権教育や啓発、及び計画の策定、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進める上での基礎資料とするため、「人権に関する市民意識調査」を実施した。

【調査内容】

- ・人権に関する市民意識調査
- ・男女共同参画に関する市民意識調査

【調査対象】

あま市に居住する満 20 歳以上の市民

【標本抽出方法】

住民基本台帳から無作為抽出

【調査方法】

郵送配布、郵送回収

【調査期間】

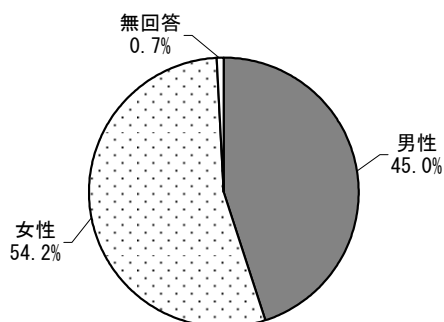
平成 23 年（2011 年）1 月 6 日（木）～1 月 25 日（火）

【回収結果】

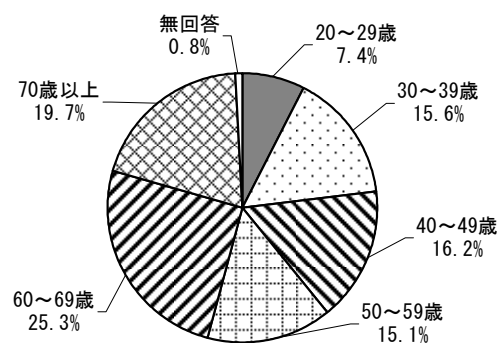
配布数 4,000 件
有効回収数 1,774 件
有効回収率 44.4%

【回答者の属性】

1. 回答者の性別



2. 年齢別構成



あま市男女共同参画審議会規則

平成 24 年 3 月 23 日

規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、あま市男女共同参画推進条例（平成 24 年あま市条例第 5 号）第 18 条第 4 項の規定に基づき、あま市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

(委員)

第 3 条 委員は、学識経験者その他市長が適当と認めたもののうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 6 条 審議会は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者に対して会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、企画財政部人権推進課において処理する。

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の日以後最初に開催される審議会の会議は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

あま市男女共同参画審議会委員名簿

	氏 名	役 職 等
会長	片岡 美和子	あま市民生委員・児童委員
職務代理者	服部 光雄	あま市人権擁護委員
委員	青木 精三	あま市社会福祉協議会会長
	石川 雅美	美和商工会事務局長
	大角 佳生	あま市国際交流協会会長
	太田 織江	海部津島女性の会会員
	角 田 香代子	あま市行政相談委員
	原 和美	あま市民生委員・児童委員
	村上 千代子	あま市女性の会会長
	渡邊 みどり	女性運転者友の会会長

(敬称略)

あま市人権施策推進本部要綱

平成22年3月22日
訓令第60号

(設置)

第1条 人権に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、あま市人権施策推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 人権教育及び啓発に関する行動計画の策定及び推進に関すること。
- (2) その他本部長が必要と認める事項

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- (1) 本部長は、市長をもって充てる。
- (2) 副本部長は、副市長、教育長をもって充てる。
- (3) 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部を代表し、会務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、議長となる。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置く。

- (1) 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者(以下「幹事」という。)をもって構成する。
- (2) 幹事会は、企画財政部長が招集し、議長となる。
- (3) 幹事会には、必要に応じて幹事以外の者を出席させ、意見聴取又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 幹事会は、その所掌事務について検討するため、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 推進本部に関する庶務は、企画財政部人権推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関する事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成22年3月22日から施行する。

附 則(平成22年訓令第98号)

この訓令は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成23年訓令第8号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年訓令第7号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

本部長	
企画財政部長	上下水道事業調整監
総務部長	会計管理者
市民サービスセンター長	議会事務局長
市民生活部長	教育部長
福祉部長	あま市民病院事務局長
建設産業部長	

別表第2(第6条関係)

幹事	
企画財政部	企画政策課長 人事秘書課長 財政課長 人権推進課長
総務部	総務課長 安全安心課長 税務課長 収納課長 七宝市民サービスセンター課長 美和市民サービスセンター課長 甚目寺市民サービスセンター課長
市民生活部	市民課長 保健医療課長 健康推進課長 環境衛生課長
福祉部	社会福祉課長 高齢福祉課長 子育て支援課長
建設産業部	都市計画課長 土木課長 産業振興課長 七宝焼アートヴィレッジ課長 上水道課長 下水道課長
会計課	会計課長
議会事務局	議事課長
監査委員事務局	監査委員事務局長
公平委員会事務局	公平委員会事務局長
教育部	学校教育課長 生涯学習課長 学校給食センター課長
あま市民病院	病院建設課長 管理課長 医事課長

あま市男女共同参画推進条例

平成24年3月23日

条例第5号

日本国憲法には、すべて国民は、個人として尊重され、また法の下に平等であると明記されています。あま市では、この憲法の基本理念にのっとり人権尊重を基盤とした住みよいまちづくりに取り組み、すべての市民が平等である地域社会を目指してきました。しかしながら、依然として家庭、学校、地域、職場等における慣行の中に、性別による固定的な役割分担意識が根強く残り、男女が平等に社会に参画するには、なお一層の努力が必要になっています。

また、少子高齢化の進展や社会情勢の変化に対応し得る多様性に富んだ活力ある社会を築くためには、家庭生活や社会生活のあらゆる分野において、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進していくことが重要です。

ここに、わたしたちは、男女共同参画の推進にかかる基本理念を明らかにし、男女が、自分らしさと能力を十分に発揮し、互いに思いやり、認め合い、高めあって、輝くことのできる社会を共に創ることによって、「共創都市」をうたうあま市が、誰もが住みよく、希望にあふれた心豊かなまちとなることを願い、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市並びに市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の男女共同参画の推進に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）の基本的事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進することによって、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって、男女が、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2)市民 市内に居住する者及び市内に通勤又は通学する者をいう。

(3)事業者 市内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。

(4)セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手に不快感を与え、生活の環境を害すること又はその相手に不利益を与えることをいう。

(5)ドメスティック・バイオレンス 配偶者若しくは恋人等親密な関係にある、又は親密な関係にあった異性に対して振るわれる身体的、精神的及び経済的な暴力行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次の各号に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1)男女が互いの人権を尊重し、あらゆる分野において性別による差別的取扱いを受けることなく、自立した個人として能力を十分発揮できる機会が均等に確保されること。
- (2)男女は、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行によって、その活動の選択を阻害されることのないよう配慮されること。
- (3)男女は、社会の対等な構成員として家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に対等に参画する機会が確保されること。
- (4)家族を構成する男女は、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動とそれ以外の活動に対等に参画し両立することができるよう配慮されること。
- (5)男女共同参画社会の実現に向けた取組は、国際的視野の下に行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画施策を総合的に実施する責務を有する。

2 市は、市民及び事業者と連携し、協力して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり自ら積極的に男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市民は、男女共同参画施策に協力するよう努め

るものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職場における活動に平等に参画できる機会の確保に努めるとともに、男女が家庭生活及び職場生活を両立できるよう職場環境を整備することに努めるものとする。

2 事業者は、男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

（性別による権利侵害の禁止）

第7条 何人も、家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

（1）性別を理由とする差別的取扱い

（2）セクシュアル・ハラスメント

（3）ドメスティック・バイオレンス

（市民に表示する情報への配慮）

第8条 何人も、広く市民を対象とした広報、報道、広告等において性別による固定的な役割分担及び異性に対する暴力を連想させ、又は助長する表現その他不必要な性的表現を行わないよう努めなければならない。

（基本計画）

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者の意見を反映させるよう努めなければならない。

3 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（家庭生活における活動と他の諸活動の両立支援）

第10条 市は、男女がともに育児、介護その他の家庭生活における活動と学校、地域、職場等における家庭生活以外での活動を両立することができるように必要な支援を行うよう努めなければならない。

（教育及び学習に対する支援）

第11条 市は、男女共同参画について理解が深まるように、幼児期からの学習を支援するとともに、家庭教育、学校教育、社会教育その他の教育において、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（生涯を通じた健康支援）

第12条 市は、男女が互いに性差を理解し、生涯

を通じて心身ともに健康に過ごすことができるよう、必要な支援を行うよう努めなければならない。

（情報提供及び広報活動）

第13条 市は、男女共同参画の推進活動を行う市民及び事業者に対し、情報の提供その他必要な支援を行うとともに、男女共同参画に関する理解を深めるための広報活動を行うものとする。

（参画機会の拡大）

第14条 市は、市民及び事業者と協力し、家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野において、性別にかかわらず能力を発揮する機会が均等に確保されるよう努めなければならない。

（推進体制の整備）

第15条 市は、男女共同参画施策を推進するため、必要な推進体制を整備するよう努めなければならない。

（調査研究）

第16条 市は、男女共同参画の推進に必要な調査研究及び情報の収集を行なわなければならない。

（相談の対応）

第17条 市は、男女共同参画の推進を阻害する権利侵害に関する市民、事業者等からの相談に対応するため、関係機関との連携を図り、支援体制の整備充実を努めなければならない。

（男女共同参画審議会の設置）

第18条 市に、あま市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画及び男女共同参画の推進に関する必要事項について調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。

3 審議会は、男女共同参画の推進に関し必要と認める事項について調査審議し、市長に対し意見を述べることができる。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第19条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

日本国憲法（抜粋）

昭和 21 年 11 月 3 日公布

昭和 22 年 5 月 3 日施行

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

②華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

②配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日

法律第 78 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責

任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推

進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による

差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号）抄（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（抜粋）

公 布：平成 13 年 4 月 13 日 法律第 31 号
最終改正：平成 19 年 7 月 11 日 法律第 113 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き継ぎ受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むもの

とする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 （基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関

する基本的な方針

- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

採 択：昭和 54 年 12 月 18 日（国際連合第 34 回総会）
日本国：昭和 60 年 6 月 25 日批准

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第 1 部

第 1 条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第 2 条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

(c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

(e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び

慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

(a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第 11 条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第 12 条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1 の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第 13 条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第 14 条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかなるかを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

- (a) 婚姻をする同一の権利
- (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
- (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
- (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。

3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後 6 箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも 3 箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を 2 箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の 3 分の 2 をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

5 委員会の委員は、4 年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち 9 人の委員の任期は、2 年で終了するものとし、これらの 9 人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

6 委員会の 5 人の追加的な委員の選挙は、35 番目の批准又は加入の後、2 から 4 までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち 2 人の委員の任期は、2 年で終了するものとし、これらの 2 人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第 18 条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から 1 年以内

(b) その後は少なくとも 4 年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第 19 条

1 委員会は、手続規則を採択する。

2 委員会は、役員を 2 年の任期で選出する。

第 20 条

1 委員会は、第 18 条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年 2 週間を超えない期間会合する。

2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第 21 条

1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第 22 条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第 6 部

第 23 条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第 24 条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第 25 条

1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。

3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けて

この条約に署名した。

男女共同参画に関する動き

年号	西暦	国際機関	日本	愛知県
昭和47年	1972	● 国連総会で1975年を国際婦人年とすることを宣言		
昭和49年	1974	● 国連婦人の地位委員会で国際婦人年活動計画を採択		
昭和50年	1975	● ILO第60回総会「婦人労働者の機会及び待遇の均等を促進するための行動計画」を採択 ● メキシコシティにおいて「国際婦人年世界会議」を開催し、「世界行動計画」を採択 ● 国連総会は、1976年から1985年を「国連婦人の10年」とすること等を決定	● 衆参両議院本会議で「国際婦人年にあたり、婦人の社会的地位向上をはかる決議」を採択	
昭和51年	1976	● ILO事務局に婦人労働問題担当室が新設	● 育児休業法（女子教育職員、看護婦、保母等）の施行	
昭和52年	1977	● ILO第63回総会で看護職員条約ならびに勧告を採択	● 婦人問題企画推進本部「国内行動計画」決定 ● 労働省「若年定年制・結婚退職制等改善年次計画」策定	
昭和53年	1978			● 「愛知県地方計画・推進計画'78～'80」に婦人の項目を設ける
昭和54年	1979	● 「国連婦人の10年E S C A P 地域会議」をニューデリーで開催 ● 国連総会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を採択	● 法務省「相続に関する民法改正要綱試案」を公表	
昭和55年	1980	● O E C D「婦人の雇用に関するハイレベル会議」開催 ● 「国連婦人の10年1980年世界会議」をコペンハーゲンで開催 ・国連婦人の10年後半期行動プログラムの採択 ・「女子差別撤廃条約(略称)」の署名式	● 「女子差別撤廃条約」に署名	

年号	西暦	国際機関	日本	愛知県
昭和56年	1981	● ILO総会「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約」及び「同勧告」を採択 ● 「女子差別撤廃条約」発効	● 「民法及び家事審判法の一部を改正する法律」施行 ● 婦人問題企画推進本部「婦人に関する施策の推進のための国内行動計画後期重点目標」を決定	
昭和57年	1982		● 「国民年金法等の一部を改正する法律」成立	● 「第5次愛知県地方計画」に婦人部門を位置づける
昭和58年	1983		● 法制審議会国籍法部会「国籍法改正に関する中間試案」決定	
昭和59年	1984	● 「国連婦人の10年E S C A P地域会議」を東京で開催		
昭和60年	1985	● 「国連婦人の10年世界会議」開催 ● 西暦2000年に向けてのナイロビ将来戦略採択	● 国籍及び戸籍法の一部を改正する法律施行 ● 男女雇用機会均等法成立 ● 女子差別撤廃条約批准	
昭和61年	1986		● 男女雇用機会均等法施行	
昭和62年	1987		● 婦人問題企画推進本部「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
昭和63年	1988	● 女子差別撤廃条約履行状況に関する我が国の報告書審議（第1回）		
平成元年	1989			● 「愛知県21世紀計画」に女性部門を位置づける ● 「あいち女性プラン」策定
平成2年	1990	● ナイロビ将来戦略見直し勧告採択		
平成3年	1991		● 育児休業法成立 ● 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第一次改定	
平成4年	1992		● 育児休業法施行	
平成5年	1993	● 「世界人権会議」開催	● 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）成立（12月施行）	● 「審議会等委員への女性の登用推進要綱」制定
平成6年	1994	● 女子差別撤廃条約履行状況に関する我が国の報告書審議（第2・3回） ● E S C A P政府間会議（アジア太平洋経済社会委員会）	● 内閣に男女共同参画推進本部設置	● 「あいち農山漁村女性プラン」策定

年号	西暦	国際機関	日本	愛知県
平成7年	1995	● 「第4回世界女性会議」開催、「北京宣言」及び「行動綱領」の採択	● IL0156号条約（家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約）批准 ● 育児・介護休業法成立	
平成8年	1996		● 「男女共同参画2000年プラン」策定	● 愛知県女性総合センター「ウィルあいち」開館
平成9年	1997		● 男女共同参画審議会設置法施行 ● 男女雇用機会均等法の一部改正	● 「あいち男女共同参画2000年プラン」策定
平成10年	1998			● 「愛知2010計画」策定（分野別計画に男女共同参画を位置づけ）
平成11年	1999		● 男女共同参画社会基本法成立・施行	
平成12年	2000	● 国連特別総会「女性2000年会議」開催、「政治宣言」及び「成果文書」を採択	● 「ストーカー規制法」施行 ● 「男女共同参画基本計画」策定	
平成13年	2001		● 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律成立 ● 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律一部施行（配偶者暴力相談支援センターを除く）	● 「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」策定
平成14年	2002		● 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律完全施行	● 愛知県男女共同参画推進条例施行
平成15年	2003	● 女子差別撤廃条約履行状況に関する我が国の報告書審議（第4・5回）	● 母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律施行 ● 次世代育成支援対策推進法及び少子化社会対策基本法成立	
平成16年	2004		● 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正（12月施行） ● 育児・介護休業法改正（平成17年4月施行）	● 「あいち農山漁村男女共同参画プラン」策定
平成17年	2005	● 第49回国連婦人の地位委員会（「北京+10」閣僚級会合）開催	● 改正育児・介護休業法施行 ● 女性の再チャレンジ支援策検討会議「女性の再チャレンジプラン」策定 ● 男女共同参画基本計画（第2次）閣議決定	● 「あいち子育て・子育て応援プラン」策定 ● 愛知県特定事業主行動計画「職員の子育て応援プログラム」策定 ● 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定
平成18年	2006	● 第50回国連婦人の地位委員会開催（「国内開発戦略へのジェンダー視点の統合」など）	● 男女雇用機会均等法改正（平成19年4月施行） ● 「女性の再チャレンジ支援プラン」を改定	● 「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」改定

年号	西暦	国際機関	日本	愛知県
平成19年	2007	● 第51回国連婦人の地位委員会開催（「女兒に対するあらゆる形態の差別及び暴力撤廃」など）	● 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正（平成20年1月施行） ● 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	● 愛知県少子化対策推進条例施行
平成20年	2008	● 第52回国連婦人の地位委員会開催（「ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントのための資金調達」など） ● 女子差別撤廃条約実施状況報告（第6回）	● 「仕事と生活の調和推進室」設置 ● 次世代育成支援対策推進法改正（平成21年4月施行）	● 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（2次計画）」策定
平成21年	2009	● 第53回国連婦人の地位委員会開催（「HIV/AIDSのケア提供を含む男女間の平等な責任分担」など）	● 育児・介護休業法改正（平成22年6月施行）	
平成22年	2010	● 第54回国連婦人の地位委員会（「北京+15」記念会合）開催（「北京宣言及び行動綱領など）	● 第3次男女共同参画基本計画閣議決定	● 「あいち はぐみんプラン」策定
平成23年	2011	● 「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（略称：UNW o m e n）」正式発足		● 「あいち男女共同参画プラン2011－2015～多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」策定

あま市男女共同参画プラン

発行年月／平成 24 年 9 月

発 行／あま市

編 集／あま市 企画財政部 人権推進課

〒490-1292 愛知県あま市木田戌亥 18 番地 1

電 話：052-444-1001（代表）

<http://www.city.ama.aichi.jp/>

